

史跡高松城跡整備報告書第13冊

史跡高松城跡

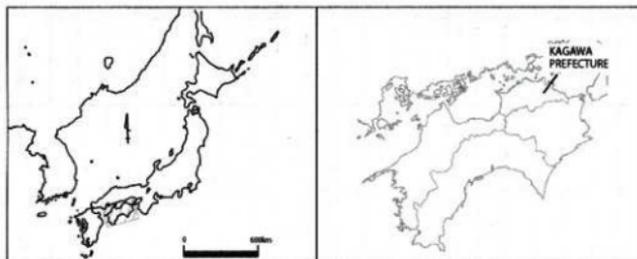
(桜御門復元整備工事)

2023年3月

高松市・高松市教育委員会

例 言

- 1 本書は、史跡高松城跡桜御門復元整備工事に伴う史跡整備報告書である。
- 2 史跡整備地、期間及び整備面積は、次のとおりである。
整備地 高松市玉藻町9番
工事期間 令和元年12月24日～令和4年6月23日（復元整備工事）
建築一式工事 (1) 新築工事 木造2階建 延べ面積 57.84㎡
(2) 外構整備工事 一式 (3) 電気設備工事 一式
- 3 工事監督は、高松市創造都市推進局文化財課 尾越智代美・高上拓・大嶋和則（～令和2年度）・山本英之（令和3年度～）が担当した。
- 4 編集作業は高上が担当した。
- 5 第1章は大嶋が執筆し、第2章第4・8・9節及び第3章第3節は榊文化財保存計画協会に、第5章第2節は長崎総合科学大学（山田由香里氏、史跡高松城跡整備会議建造物整備部会委員）に委託して発注した。また、第5章第1節には史跡高松城跡整備会議建造物整備部会委員の三浦要一氏（高知県立大学）に寄稿いただいた。建築工事に関する図面の監修等を尾越が補佐し、それ以外は高上が執筆した。
- 6 本書を刊行するにあたって、下記の関係諸機関から御教示及び御協力を得た。記して厚く謝意を表すものである。
白杵市教育委員会 香川県教育委員会 香川県立ミュージアム 香川大学附属高松小学校
公益財団法人松平公益会 清水建設株式会社四国支店 玉藻公園管理事務所 奈良文化財研究所
- 7 標高は東京湾平均海面高度を基準とし、図中方位は座標北を指す。なお、これらの数値は世界測地系第IV系にしたがった。
- 8 工事は清水建設株式会社四国支店に、工事監理・実施設計業務委託は榊文化財保存計画協会にそれぞれ発注した。
- 9 上記で得られた全ての資料は高松市及び高松市教育委員会で保管している。



目次

第1章 事業の経緯と経過

- 第1節 桜御門の概要 1
- 第2節 復元整備事業に至る経緯と経過 3

第2章 復元事業の検討過程

- 第1節 業務の発注状況 6
- 第2節 史跡高松城跡整備会議 6
 - 第1項 建造物整備部会 6
 - 第2項 石垣整備部会 9
- 第3節 高松城桜御門基本構想・基本計画策定業務 10
- 第4節 基本設計 16
 - 第1項 復元計画根拠史資料 16
 - 第2項 桜御門復元検討 38
 - 第3項 古写真を用いた単写真解析による桜御門復元寸法の検証 49
- 第5節 復元検討委員会 52
- 第6節 高松市文化財保護審議会の審議 79
- 第7節 建築基準法適用除外 86
- 第8節 実施設計に伴う調査・検討 105
 - 第1項 使用樹種 105
 - 第2項 木部塗装 105
- 第9節 工事施工段階での検討と変更点 106
 - 第1項 飾金物の形状の変更 106
 - 第2項 仕上げ、調達木材の節の程度の再現 108
 - 第3項 土台配置、石落し位置の調整 108
 - 第4項 懸魚の六葉の形状の調整 111
 - 第5項 屋根目地漆喰形状の検討 111
 - 第6項 各種瓦、鬼瓦の意匠の検討 112
 - 第7項 維持管理に関する追加検討 113

第3章 復元整備工事の内容と関連調査

- 第1節 復元整備工事と関連業務の発注状況 115
 - 第1項 復元整備工事 115
 - 第2項 工事監理業務委託 115
 - 第3項 報告書作成補助業務委託 115
 - 第4項 成果品の掲載 117
- 第2節 施工監理の体制 117
- 第3節 実施の仕様 117
 - 第1項 工事方針 117

- 第2項 仮設工事 117
- 第3項 木工事 118
- 第4項 屋根工事 120
- 第5項 左官工事 122
- 第6項 鋳金物工事 124
- 第7項 建具工事 125
- 第8項 外構工事、雑工事 125
- 第9項 電気工事 126
- 第3節 工事に伴う埋蔵文化財調査 145
 - 第1項 路面舗装・避雷針基礎に伴う工事立会 145
 - 第2項 説明板基礎・電気配管設置に伴う工事立会 145

第4章 桜御門の活用

- 第1節 展示施設の整備 147
 - 第1項 桜御門内部の展示 147
 - 第2項 桜御門外部の展示 148
- 第2節 幔幕の架設 148
- 第3節 パンフレット等の作成 149
- 第4節 棟札の作成と架設 149
- 第5節 建築に際する式典 149
- 第6節 見学会等の開催 149
- 第7節 工事の様子を公開 149
- 第8節 展示 150
- 第9節 学校教育との連携 150
- 第10節 その他 150

第5章 考察とまとめ

- 第1節 高松城桜御門の写真乾板 … (三浦) 152
- 第2節 高松城桜御門の大正期の修繕について (山田) 159
- 第3節 まとめ 169

挿 図

図1-1	指定文化財の範囲と事業対象地位置	1	図2-33	続櫓・渡櫓図面と内部	37
図1-2	生駒家時代讃岐高松城屋敷割図(高松市歴史資料館所蔵)の一部	2	図2-34	水手御門の寸法関係図	38
図1-3	高松城下図屏風(香川県立ミュージアム所蔵)の一部	2	図2-35	桜御門柱間実測寸法(単位:mm)	38
図1-4	旧高松御城全図(香川県立ミュージアム所蔵)の一部	2	図2-36	桜御門1階の寸法関係図(単位:尺)	38
図1-5	桜御門古写真(高松市歴史資料館所蔵)	2	図2-37	1階平面決定寸法(単位:尺)	39
図2-1	桜御門復元整備基本計画 説明資料①	10	図2-38	櫓(2階)平面図(単位:尺)	40
図2-2	桜御門復元整備基本計画 説明資料②	11	図2-39	古写真による割付検討	41
図2-3	桜御門復元整備基本計画 説明資料③	12	図2-40	古写真E 瓦・垂木割検討図	42
図2-4	桜御門復元整備基本計画 説明資料④	13	図2-41	軒出検討図	42
図2-5	桜御門復元整備基本計画 説明資料⑤	14	図2-42	細部検討資料	43
図2-6	桜御門復元整備基本計画 説明資料⑥	15	図2-43	出格子の古写真	44
図2-7	桜御門の礎石の配置	16	図2-44	他城郭の類別と桜御門出格子復元図	44
図2-8	礎石詳細	17	図2-45	正面窓の検討	45
図2-9	礎石・石垣平面図	18	図2-46	窓の類別	46
図2-10	石垣各面の様子	19	図2-47	背面窓の類別の状況表 分類凡例	46
図2-11	西側石垣天端の発掘調査成果	20	図2-48	古写真単写真解析	49
図2-12	東側石垣天端の発掘調査成果	21	図2-49	古写真単写真解析	50
図2-13	古写真の読み取り①	22	図2-50	古写真単写真解析	50
図2-14	古写真の読み取り②	23	図2-51	桜御門評定点位置	51
図2-15	古写真の読み取り③	24	図2-52	復元検討委員会提出資料(1回目)①	52
図2-16	石垣の変遷検討図	25	図2-53	復元検討委員会提出資料(1回目)②	53
図2-17	高松城下図屏風の桜御門	26	図2-54	復元検討委員会提出資料(1回目)③	54
図2-18	『生駒家時代讃岐高松城屋敷割図』(高松市歴史資料館蔵)	27	図2-55	復元検討委員会提出資料(1回目)④	55
図2-19	『讃岐高松城之図』(国会図書館蔵)	28	図2-56	復元検討委員会提出資料(1回目)⑤	56
図2-20	渡櫓の旧海手門転用部分概要図	28	図2-57	復元検討委員会提出資料(1回目)⑥	57
図2-21	『高松御城全図』(年代不詳、鎌田共済会郷土博物館蔵)	30	図2-58	復元検討委員会提出資料(1回目)⑦	58
図2-22	古写真H 天守と多門櫓(ケンブリッジ大学図書館蔵)	30	図2-59	復元検討委員会提出資料(1回目)⑧	59
図2-23	『旧高松御城全図』(年代不詳、香川県立ミュージアム蔵)	31	図2-60	復元検討委員会提出資料(1回目)⑨	60
図2-24	史跡高松城跡平面図	33	図2-61	復元検討委員会提出資料(1回目)⑩	61
図2-25	(左から) 二之丸月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓各全景(西より見る)	33	図2-62	復元検討委員会提出資料(1回目)⑪	62
図2-26	旧東之丸櫓 全景(西より見る)	33	図2-63	復元検討委員会提出資料(1回目)⑫	63
図2-27	月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓平面図	34	図2-64	復元検討委員会提出資料(1回目)⑬	64
図2-28	海手門遺構図(渡櫓土台伏図)	34	図2-65	復元検討委員会提出資料(1回目)⑭	65
図2-29	良櫓1階平面図	34	図2-66	復元検討委員会提出資料(1回目)⑮	66
図2-30	月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓各部写真	35	図2-67	復元検討委員会提出資料(1回目)⑯	67
図2-31	開口部等類別(水手御門)の細部写真・図面	36	図2-68	復元検討委員会提出資料(1回目)⑰	68
図2-32	内壁の類別	36	図2-69	復元検討委員会提出資料(1回目)⑱	69
			図2-70	復元検討委員会提出資料(1回目)⑲	70
			図2-71	復元検討委員会提出資料(1回目)㉑	71
			図2-72	復元検討委員会提出資料(1回目)㉒	72
			図2-73	復元検討委員会提出資料(2回目)①	73
			図2-74	復元検討委員会提出資料(2回目)②	74
			図2-75	復元検討委員会提出資料(2回目)③	75

図2-76	復元検討委員会提出資料(2回目)④	76	図3-4	桜御門復元整備工事しゅん工図②(2階平面詳細図)	129
図2-77	復元検討委員会提出資料(3回目)①	77	図3-5	桜御門復元整備工事しゅん工図③(梁間断面図)	130
図2-78	復元検討委員会提出資料(3回目)②	78	図3-6	桜御門復元整備工事しゅん工図④(桁行断面図)	131
図2-79	高松市文化財保護審議会資料①	79	図3-7	桜御門復元整備工事しゅん工図⑤(正面(南面)立面図)	132
図2-80	高松市文化財保護審議会資料②	80	図3-8	桜御門復元整備工事しゅん工図⑥(背面(北面)立面図)	133
図2-81	高松市文化財保護審議会資料③	81	図3-9	桜御門復元整備工事しゅん工図⑦(側面立面図(東面・西面))	134
図2-82	高松市文化財保護審議会資料④	82	図3-10	桜御門復元整備工事しゅん工図⑧(2階見上図)	135
図2-83	高松市文化財保護審議会資料⑤	83	図3-11	桜御門復元整備工事しゅん工図⑨(屋根伏図)	136
図2-84	高松市文化財保護審議会資料⑥	84	図3-12	桜御門復元整備工事しゅん工図⑩(2階床伏図)	137
図2-85	高松市文化財保護審議会資料⑦	85	図3-13	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)①	138
図2-86	建築審査会説明資料①	86	図3-14	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)②	139
図2-87	建築審査会説明資料②	87	図3-15	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)③	140
図2-88	建築審査会説明資料③	88	図3-16	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)④	141
図2-89	建築基準法適用除外申請書①	89	図3-17	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)⑤	142
図2-90	建築基準法適用除外申請書②	90	図3-18	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)⑥	143
図2-91	建築基準法適用除外申請書③	91	図3-19	桜御門復元整備工事設計図の一部(最終変更後)⑦	144
図2-92	建築基準法適用除外申請書④	92	図3-20	桜御門復元整備工事監理業務委託仕様書	144
図2-93	建築基準法適用除外申請書⑤	93	図3-21	解説板・電気配管工事立会い断面図	145
図2-94	建築基準法適用除外申請書⑥	94	図3-22	電気配管設置に伴う断面	145
図2-95	建築基準法適用除外申請書⑦	95	図3-23	舗装工事及び遊歩帯設置工事に伴う工事立会	146
図2-96	建築基準法適用除外申請書⑧	96	図4-1	屋内展示の概要	147
図2-97	建築基準法適用除外申請書⑨	97	図4-2	3種類の幔幕	148
図2-98	建築基準法適用除外申請書⑩	98	図4-3	パンフレット表紙	149
図2-99	建築基準法適用除外申請書⑪	99	図4-4	開門式典の様子	149
図2-100	建築基準法適用除外申請書⑫	100	図4-5	開門式後の見学会	150
図2-101	建築基準法適用除外申請書⑬	101	図4-6	埋蔵文化財センター展示	150
図2-102	建築基準法適用除外申請書⑭	102	図4-7	玉藻公園活性化プロジェクトチームの活動	150
図2-103	桜御門耐震診断の結果①	103	図4-8	桜御門記念御城印	150
図2-104	桜御門耐震診断の結果②	104	図5-1	明治23～34年頃の具櫓と月見櫓(公益財団法人松平公益会蔵)	158
図2-105	類別の細部	106	図5-2	昭和20年の焼失以前の桜御門(公益財団法人松平公益会蔵)	158
図2-106	金物詳細図	107	図5-3	旭門の南側柱下部(左)と上部	160
図2-107	桜御門櫓部分床伏図	108	図5-4	桜御門の杵石(南西隅)	160
図2-108	柱と棧梁の配置関係分類	109	図5-5	披雲閣完成事前参観の記事(香川新報、大正6年4月27日号)	166
図2-109	門部分の対称性分類	109	図5-6	大正5年清水組見積書(史料Ⅰ・Ⅱ)との対照図①	167
図2-110	『堆朱鼓箱』(香川県立ミュージアム蔵)	111	図5-7	大正5年清水組見積書(史料Ⅰ・Ⅱ)との対照図②	168
図2-111	桜御門の六葉	111			
図2-112	屋根目地漆喰形状の検討資料	111			
図2-113	各種瓦形状の検討資料	112			
図2-114	維持管理に係る検討関係資料	113			
図3-1	桜御門復元整備工事実施設計業務委託仕様書①	115			
図3-2	桜御門復元整備工事実施設計業務委託仕様書②	116			
図3-3	桜御門復元整備工事しゅん工図①(1階平面詳細図)	128			

挿 表

表1-1 事業略工程	5	表2-8 幅寸法解析値	51
表2-1 史跡高松城跡整備会議委員名簿	7	表2-9 高さ寸法解析値	51
表2-2 復元根拠資料一覧表	16	表2-10 現存櫓門の使用樹種一覧	105
表2-3 聞き取り調査成果一覧表	32	表2-11 化粧材の節の数の許容基準	108
表2-4 各柱の実測寸法及び決定寸法一覧 (単位:mm、尺)	39	表2-12 櫓門類例と椀梁の配置	110
表2-5 1階各柱間の実測寸法及び決定寸法一覧 (単位:mm、尺)	39	表4-1 見学会・講座等の参加人数 (令和4年7~12月)	151
表2-6 櫓 (2階) 平面決定寸法 (単位:尺)	40	表5-1 高松城の写真乾板の一覧	156
表2-7 櫓門類事例の意配置状況	47		

図版目次

写真図版 1

復元整備後の桜御門 (南から)

復元整備後の桜御門 (北から)

写真図版 2

復元整備前の桜御門石垣 (南から)

復元整備前の桜御門石垣 (北から)

写真図版 3

工事現場遠景 (東側 県立ミュージアム5階から)

写真図版 4

桜御門古写真 (奈良文化財研究所提供)

写真図版 5

桜御門の2階内部 (東から)

桜御門と石垣 (南西から)

写真図版 6

見学用の木製階段 (東から)

扉内部 (北西から)

懸魚と鬼瓦 (東から)

写真図版 7

幔幕の架け替え

写真図版 8

仮囲い設置状況

プレハブ事務所設置

敷き鉄板敷設

園内仮通路設置

荒壁土製作場設置

木材保管場

工事説明看板設置状況

外部足場1回目

写真図版 9

外部足場2回目

足場組建状況

素屋根トラス組立状況

素屋根外観

素屋根内部

足場解体状況

同上

外部足場撤去状況

写真図版 10

木材保管状況

原寸図作成

木材検査

丸太梁加工

寄掛柱原寸型板 (西側)

丸太梁原寸型板 (西側)

寄掛柱・丸太梁原寸型板 (東側)

写真図版 11

寄掛柱施工前

控柱礎石

寄掛柱石垣取合い加工

柱根本鉛板設置

寄掛柱据付調整

寄掛柱据付完了

写真図版 12

鏡柱据付

正面冠木取付

丸太梁加工場検査

加工場小屋組組立確認

裏冠木取付

裏冠木木口調整

裏冠木取合い確認

裏冠木取付完了

写真図版 13

防蟻土壇処理

型板据付確認

同上

口引きを用いた光付け

高さ調整堅木材

調整材光付け

土台据付レベル確認

土台据付完了

写真図版 14

椀梁取付

椀梁据付

椀梁据付完了

2階組立足場

2階柱建込

2階内部軸組組立状況

2階小屋梁取付

小屋束取付

写真図版 15

母屋取付
棟木取付
垂木取付
小屋梁と軒桁の取合い
桁継手の補強金物
化粧野地施工
合板施工
小屋組完了

写真図版 16

懸魚木下地
下見板取付
敷目板取付
床板仮並べ
下見板下地
棟木・軸束
下見板釘打ち状況
柱脚金物調整

写真図版 17

構造用合板下地
同上丸太取合い
左官下地用合板
荒壁パネル
同上詳細
構造用合板施工
構造用合板釘ピッチの確認

写真図版 18

丸瓦遺物
左：軒巴瓦当遺物 右：同生型
焼成前の瓦
生型製作状況
軒唐草生型
軒唐草遺物（上）と試作瓦（下）
鳥舎瓦生型
降鬼生型

写真図版 19

鯉瓦生型
試作瓦
搬入検査（菊丸瓦）
搬入検査（降鬼瓦）
搬入検査（大棟鬼瓦）
搬入検査（鯉瓦）

写真図版 20

瓦棧取付状況
軒唐草瓦施工状況
平瓦施工状況
丸瓦施工状況
降棟施工状況
大棟鬼瓦部付状況
大棟葺斗施工状況
鯉瓦施工完了状況

写真図版 21

下葺透湿防水シート施工完了
瓦棧施工完了
瓦葺施工完了
平葺施工完了
丸瓦施工完了

写真図版 22

南面庇野地状況
南面庇瓦棧施工状況
南面庇瓦葺施工完了
南面庇平瓦施工状況
南面庇丸瓦施工状況

写真図版 23

竹小舞
竹小舞 内部より
下げ葺施工
下げ葺施工完了
軒天間渡竹
軒天小舞
荒壁土打付け
下げ葺伏せこみ

写真図版 24

荒壁裏押さえ
軒天土塗
軒天土塗完了
荒壁乾燥状況
左官下地用耐震ボード中塗り
中塗り目荒し
内部中塗り仕上げ（南面）
内部中塗り仕上げ（北面）

写真図版 25

妻面小舞
妻面荒壁塗
破風小舞巻竹打付け
破風砂漆喰

懸魚廻り中塗り
登り真甲砂漆喰塗
懸魚ヒゲコ打ち
妻面懸魚破風漆喰塗完了

写真図版 26

化粧隅木小舞巻竹打付け
垂木廻小舞巻竹打付け
垂木荒壁塗
軒波型型板打付け
腕木・出桁砂漆喰下地
軒裏漆喰仕上げ
化粧隅木廻漆喰塗
外部漆喰塗状況

写真図版 27

屋根漆喰乾燥確認
屋根モックアップ確認
目地漆喰位置標出し
吸水防止剤塗布
ヒゲコ
ヒゲコ固定部
ヒゲコ伏せこみ
下地砂漆喰施工

写真図版 28

鬼裏土塗込み
鬼影盛
屋根目地漆喰施工完了
降棟屋根漆喰施工状況
大棟砂漆喰施工状況

写真図版 29

建具目荒し
片引き戸剥落止部材打付け
片引き窓下地
乾燥状況
トンボ・ヒゲコ伏せこみ
片引き戸ヒゲコ・トンボ伏せこみ完了
漆喰仕上げ状況
同上手掛廻詳細

写真図版 30

消石灰
角又
晒ササ
角又糊煮だし
角又を筋で隠す

同上
焚き上げた期に消石灰を投入して攪拌

写真図版 31

化粧釘
和釘
乳金物
筋金物
八双金物、門廻金物
門廻金物
壺金物
根巻金物

写真図版 32

大扉仮組状況
仕口詳細
大扉、脇扉取付状況
大扉裏面
搬入状況

写真図版 33

引分け戸建具調整状況
戸車
引分け戸内部側
引分け戸取付状況
敷居レール取付状況
石落とし開き戸取付状況
石落とし開き戸設置状況
同上開放状況

写真図版 34

不織布シート敷設
敷砂状況
砂利敷きと樹脂マット
砂利敷き完了
昇降階段基礎
昇降階段組立
昇降階段床組み
昇降階段完了

写真図版 35

石段石材搬入
石段据付前
不織布敷設
砕石敷き均し転圧状況
一段目据付
二段目据付
三段目据付完了

四段目、手摺取付完了

写真図版 36

埋設配管設置状況
埋め戻し転圧状況
埋設標識シート敷設
桜御門配管立ち上げ部
披雲閣分電盤回路増設
披雲閣側バルボックス
披雲閣床下配線
桜御門小屋組配線

写真図版 37

スポットライトとピクチャーレール
非常用照明
分電盤、総合盤中箱取付
埋め込み分電盤取付
鯉廻り避雷導線
棟梁廻り避雷導線取付状況
降棟廻り避雷導線
避雷導線保護管

写真図版 38

接地銅板埋設状況
接地銅棒打ち込み状況
接地端子盤
接地端子盤付コンクリート基礎
1階天井差動式分布型感知器（空気管）
差動式分布型感知器検出部及び警報ベル
煙式光電スポット感知器検査状況
分電盤、スイッチ、コンセント機器収納箱

写真図版 39

工事立会 南面 スロープ状のセメント（南東から）
工事立会 北面 煉瓦蓋水路と縁石（西から）
工事立会 北面 礎石下半の粗い加工痕
工事立会 北面 煉瓦蓋水路と石垣の位置関係（西から）
工事立会 北面 コンクリ管に開いた孔
工事立会 北面 樹と配管（南東から）
工事立会 南面 スロープ状のセメント（南西から）
工事立会 北面 煉瓦蓋水路とコンクリ管（西から）

写真図版 40

門扉の下がり止め
桜御門内部の展示状況
解説パネル（壁掛け）
仕口模型・木材標本（ハンズオン）
説明板

解説パネル（ポップアップスタンド）
屋根漆喰模型・鯉瓦の型と予備瓦

写真図版 41

幔幕保管・展示ケース
記録映像投影モニター
下足箱
監視カメラ
木製ベンチ（柱の端材利用）
着脱式踏板保護板（木製）
ハンフレットラック
石落とし転落防止パネル

写真図版 42

桜御門 棟札の表裏
焼損石材の屋外展示

写真図版 43

立柱式の様子
上棟式の様子

第1章 事業の経緯と経過

第1節 桜御門の概要

史跡高松城跡全体の地理的・歴史的環境については、既に整理したことがある（高松市・高松市教育委員会 2016・2021）ため、本書では桜御門を対象を限定し、その歴史的推移を確認しておきたい。

桜御門は、三の丸と桜の馬場を繋ぐ土橋の北側に設けられた門である。『小神野筆帖』には、「桜御門一麻幕地白桜之紋紺ニテ付之 右ハ御在国年頭五節句并御使者之節打也 一 同地紺桜ノ紋廻白ニテ付右ハ朔日十五日廿八日御掃城年打」とあり、時節に沿って桜等の幔幕を架け替えたことが知られる。

桜御門の建設年代を直接示す資料は今のところ見つからない。絵図等の史料に残るなかで最も古いものでは、寛永4（1627）年の『寛永四年高松城図』に門の表現がみられ、石垣の開口部の上に乗るように屋根が描かれていることから、櫓門であったと考えられる。また、寛永年間（1624～44年）の絵図と考えられる『讃州高松城之図』では、桜御門に対して「二間半五間」という記述がみられることから、梁間五間、桁行二間半の建物であったと考えられる。やや降る『生駒家時代讃岐高松城屋敷割図』にも「門」の記述が見える（図1-2）。これらの史料から、生駒期に既に桜御門の位置に門が整備されていたことは確実である。松平頼重入部から間もない1640年代の景観を描いたとされる『高松城下図屏風』（図1-3）では、桜御門は櫓門として描かれており、入母屋造瓦葺で、上半を塗籠、下半を下見板張としている。注目すべきは、北から南に向かって門を通過し、桜御門の南側に位置する対面所へ入っていくように見える



図1-1 指定文化財の範囲と事業対象地位置



図1-2 生駒家時代讃岐高松城屋敷割図（高松市歴史資料館所蔵）の一部

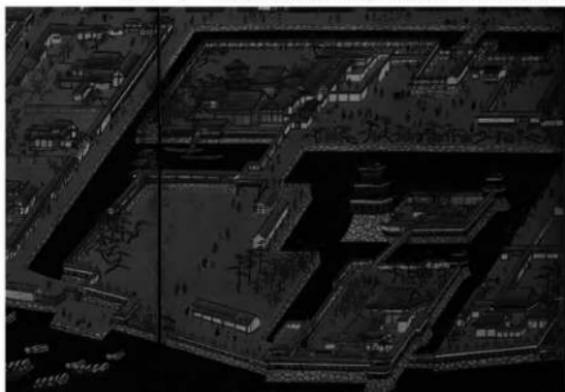


図1-3 高松城下図屏風（香川県立ミュージアム所蔵）の一部



図1-4 旧高松御城全図（香川県立ミュージアム所蔵）の一部



図1-5 桜御門古写真（高松市歴史資料館所蔵）

人物が描かれる点である。この表現からは、北面が正面であった可能性が考えられる。この想定は、『小神野夜話』に「東勝手の者ともは、桜御門南向に出入致候」とあることから裏付けられる。

石垣解体修理工事（高松市ほか2022）からは、石垣が複数回の改修を受けていることが明らかになった。特に東半で改修の痕跡が多く認められるが、門の基礎である石垣を改修するということは、畢竟その上部構造である門そのものにも建替え等の大きな改変が生じた可能性が高い。歴史的事象として想定される改修の契機としては、寛文11（1671）年から始まった松平頼重・頼常による高松城の大改修や、元禄13（1700）年の披雲閣の築造と、それに伴う桜御門の御殿正門としての性格の付与などが考えられる。

桜御門は近代に入っても破却されず遺存した数少ない城郭建造物である。古写真等を見ると、ランプが付設されるなど、近代的な付属品が付け加えられていること等が分かる。昭和19（1944）年2月28日には、他の遺存する城郭建造物とともに国宝に指定されることが内定していたが、翌20年7月4日の高松空襲により焼失したため、国宝指定は実現しなかった。なお、被災を免れた月見櫓や良櫓等は国宝指定され、現在重要文化財として引き継がれている。

桜御門については、比較的近年まで現存したこともあり、古写真等の記録が城内の歴史的建造物の中で最も豊富である。また、門は焼失したものの、礎石等の遺構が良好に遺存し、礎石に柱痕が残る等、各種痕跡が確認できる。これらの根拠を基に復元整備工事を実施したが、桜御門の規模・構造の概要のみ記述すると以下のとおりである。

形式：櫓門 規模：（一階）主柱間 2間 脇幅：1間 奥行：3間

構造：木造入母屋造本瓦葺二階建

第2節 復元整備事業に至る経緯と経過

本市では、平成8年3月に『史跡高松城跡保存整備基本計画』（以下「整備基本計画」）を策定し、1段階概ね20年を想定し1段階から3段階の整備計画を立て、その計画に基づき、整備を進めている。第1段階の整備事業として、桜御門復元整備を位置付けていたが、まずは危険度の高い石垣の解体修理などから整備を進めていた。15年に天守復元について文化庁と協議する中で、専門家を委員とする委員会に諮ったものは前向きに考えるという考えが示され、16年に史跡高松城跡整備委員会（現：史跡高松城跡整備会議整備部会）を設置し、その後、その下部組織として史跡高松城跡建造物検討委員会（現：同会議建造物整備部会）、史跡高松城跡石垣検討委員会（現：同会議石垣整備部会）を設置した。史跡高松城跡建造物検討委員会では、天守より資料が多く残る桜御門の復元整備が先という認識が示された。

高松城跡では昭和59年に天守の資料調査が行われていたものの、城跡全体の資料調査は行われておらず、復元整備等を行うにも、資料調査が不可欠であった。このため、平成17年度から19年度にかけて資料調査を実施した。それら資料を基に20年度には高松城桜御門基本構想・基本計画策定業務を委託発注し、復元整備基本計画を策定した。

また、資料収集を行ったことで高松城跡の内容をより把握できたことに加え、整備基本計画策定時から周辺の都市計画などの変化により環境が大きく変化していることから、23年3月に整備基本計画の改定を行い、改めて整備の段階を整理した。桜御門復元は資料が豊富なこと、御殿である披雲閣の正門に当たる桜御門の復元整備を行うことにより、大手の旭門から入り、櫓門をくぐり、御殿へ進むという城の動線が再現でき、往時の景観を再現する上からも復元の意義は大きいことから、第1段階の整備の中でも第一に取組むものと位置づけた。

桜御門復元に向け、24年度に桜御門復元整備工事基本設計業務を委託発注した。発注に際しては、

重要文化財建造物の修理設計や史跡における歴史的建造物の復元設計の経験を有する業者などを選定し、史跡高松城跡建造物検討委員会の委員を審査員としてプロポーザル方式で業者決定を行った。また、史跡内での歴史的建造物の復元に際しては、文化庁の史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会（以下：復元検討委員会）での審議を経ることが前提であることから、設計開始当初から文化庁と協議を進めていった。

25年3月には復元検討委員会において、門の復元については概ね問題はないが、細部の詳細について協議が必要なこと、石垣・遺構の保存と門復元との整合性の観点から、実現可能な工法についての提示が求められるほか、27年度に予定していた石垣修理及び発掘調査について復元建築を設置する可否について早めに検討できるよう前倒して実施したほうが良いなどの意見があった。これらの課題について、文化庁と協議しながら、基本設計業務を25年度に繰越して実施した。第2回の審議では、新出資料（古写真）の検討による細部の検討を報告するとともに、遺構面の保護に関して審議いただいた。また、第1回の意見を基に、27年度に開始予定であった石垣解体修理を26年度に前倒し、西側石垣の解体を行い、内部構造を把握するとともに、空襲等で破損した石材の健全性、平板載荷試験やボーリング調査による周辺地盤の強度、円弧スベリなどの検討による石垣の構造上の安定性、門荷重の積載による石垣や礎石の健全性の検討を行い、27年3月の第3回で審議を終えた。

その後、27年度においては門東側石垣の解体、28年度には両側の石垣の積み直しを行い、石垣解体修理を終えた。

一方で、門の復元に際し建築基準法を順守するとなれば、遺構の保護が不可能となるため、他都市の事例等も参考にしながら、本市建築指導課と建築基準法の適用除外について協議を重ねた。建築基準法第3条第1項第3号の「その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（保存建築物）」に該当するよう、条例整備等も検討したが、国土交通省などとの協議の結果、「存しない」建物に条例を適用することは難しいとの見解であった。このため、国宝に指定されることが決定していた事実を踏まえ、28年3月開催の高松市文化財保護審議会において、「高松城桜御門については、高松市指定文化財と同等以上の価値があったと認めることが適当である」との答申を得て、建築基準法第3条第1項第3号の「文化財保護法第182条第2項の条例（高松市文化財保護条例）」で定められた保存建築物とすることの了承を頂いた。その後、同年4月の高松市建築審査会においても第3号を準用した保存建築物として指定することの同意を得て、さらに6月の審査会で第4号の「その原形の再現がやむを得ないと認めたもの」の同意を得ることで建築基準法の適用除外を受けた。これらの事務手続きが完了した上で、28年度において実施設計について委託発注を行い、29～31年度の3か年で復元整備工事を行うこととした。

29年3月13日付けで復元整備工事に関する史跡高松城跡及び名勝波雲間庭園の現状変更申請書を提出し、6月16日付けで文化庁から桜御門北東側に設置する仮設階段を木製にするよう条件が付されて許可を得た。

復元整備工事については、国・地方公共団体の発注機関の発注した工事のうち、国指定史跡内における建造物の復元整備工事又は国指定重要文化財（建造物）の修理工事で、請負金額が設計費用の半分以上の元請け施工実績があることを条件とし、29年7月に入札後審査型一般競争方式の入札を行い、落札者が決定し仮契約を締結した。本市議会9月議会において契約議案の承認を頂き、本契約を締結する予定であったが、仮契約業者が他事業での不正事件で捜索を受けたことから、9月議会では承認を得られず、継続審査となった。その後、同社の不正が確定し、10月19日に指名停

止を受けたことから仮契約を解除し、12月議会において議案を撤回した。30年1月には再入札を行い、新たな落札業者と仮契約を締結し、3月議会での承認を予定していたが、同社も29年12月に不正受注事件で捜索を受けたことから、仮契約を解除し、3月議会で契約議案を撤回した。さらに、7月に3度目の入札を行い、落札業者と仮契約を締結したが、7月に起こった事故で捜索を受け、9月議会では契約議案について継続審査となった。その後、29年10月の事故でも捜索が行われるなど、関係機関の対応を見守る必要があることから、12月議会でも継続審査となった。これら事故での入札停止処分はなかったものの、31年3月議会において議案は否決され、契約に至らなかった。改めて、令和元年10月に4回目の入札を行い、落札業者が決定し、12月議会において契約議案が承認され、12月19日に契約を締結し、復元整備工事に着手した。

工事着手後、新型コロナウイルス感染症の影響で工程に遅れが生じ、最終的に工期を令和4年6月まで延期し、同月にしゅん工した。しゅん工後、7月16日に開門式典を執り行い、一般に公開している。

【参考文献】

高松市・高松市教委 2013『史跡高松城跡（天守台）－石垣解体・修理編－』

高松市・高松市教委 2016『史跡高松城跡（地久櫓台石垣整備）』

高松市・高松市教委 2022『史跡高松城跡（桜御門石垣整備）』

表1-1 事業略工程

区分	項目	細目	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
			2000年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度										
計画		桜御門復元整備基本計画																									
		史跡高松城跡整備基本計画																									
費用		費用調査																									
		安定性調査																									
		基本設計																									
		実施設計																									
		施工監理																									
復元工事		石垣解体修理																									
		門復元																									
		躯体																									
その他		石垣修理工事精査し																									
		調査調査																									
委員会等協議		門復元工事																									
		復元・防災・修繕整備																									
		建設物整備部会																									
		石垣整備部会																									
		復元検討委員会																									
その他		許認可等																									
		建築基準法適用除外																									
		史跡・名勝の現状変更																									
監修報告書		石垣整備報告書																									
		建設物整備報告書																									

※委員会等協議は「建設物整備部会」協議日（表）を参照

第2章 復元事業の検討過程

本章では、第1章で報告した事業の経過に沿って、検討の各段階での作成資料を順に報告する。なお、基本設計、実施設計、工事施工中の検討については、工事完了後に新たに整理しなおして原稿執筆を行っている。このため、一部記述の時系列が前後する箇所がある。

第1節 業務の発注状況

- 業務名：高松城桜御門基本構想・基本計画策定業務
期 間：平成20年9月26日～21年3月27日
受注者：(株)空間文化開発機構 受注金額(最終)：1,564,500円
- 業務名：史跡高松城跡桜御門復元整備基本設計業務委託
期 間：平成24年11月26日～25年3月22日
受注者：(株)文化財保存計画協会 受注金額(最終)：14,700,000円
- 業務名：史跡高松城跡桜御門復元整備基本設計追加資料作成業務委託
期 間：平成26年7月24日～平成27年3月31日
受注者：(株)文化財保存計画協会 受注金額(最終)：1,112,400円
- 業務名：史跡高松城跡桜御門建築基準法関連申請書類資料作製業務委託
期 間：平成27年4月15日～27年8月31日
受注者：(株)文化財保存計画協会 受注金額(最終)：2,759,400円
- 業務名：史跡高松城跡桜御門復元整備工事実施設計業務委託
期 間：平成28年8月24日～平成29年3月24日
受注者：(株)文化財保存計画協会 受注金額(最終)：17,820,000円
- 業務名：史跡高松城跡桜御門木製階段実施設計業務委託
期 間：平成30年2月15日～平成30年3月23日
受注者：(株)文化財保存計画協会 受注金額(最終)：853,200円

第2節 史跡高松城跡整備会議

整備事業の推進にあたり、史跡高松城跡整備会議に意見を聴取しており、特に桜御門復元整備に関しては建造物整備部会で議論を行った。また、修理した石垣上に建造物を復元することとなるため、平成28年度の第18回建造物整備部会と第28回石垣整備部会は合同部会として開催し、石垣と建造物双方の観点から事業の適切性について議論した。事業の進捗と会議の開催状況は表1-1のとおり。各回の委員からの意見を以下に整理する。

第1項 建造物整備部会

第12回会議(H23.10.4)

(事務局) 桜御門復元整備に向けて、発掘調査開始等概略スケジュールを提案した。

第13回会議(H24.1.31)

(事務局) 桜御門天端石垣の発掘調査成果を委員に解説した。

第14回会議(H24.10.30)

(事務局) 桜御門復元整備基本設計業務委託の発注にあたり、プロポーザルに関して技術提案書提出者のヒアリングを会議中で行った。

第15回会議(H25.2.28)

(事務局) 桜御門復元整備基本設計の作成途中資料を提示し内容について説明した。

表2-1 史跡高松城跡整備会議委員名簿

史跡高松城跡整備会議整備部会委員名簿

	氏名	所属	備考
会長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授	～R2.1
会長	尼崎 博正	京都芸術大学環境デザイン学科教授	
委員	吉田 重幸	元香川大学農学部教授	～R2.1
委員	木原 博幸	元香川大学教育学部教授	～R2.1
委員	五味 盛重	元財文化財建造物保存技術協会参与	～R2.1
委員	西 和 夫	神奈川大学工学研究所客員教授	～H27.1
委員	谷 直 樹	大阪市立大学名誉教授	H27.1～
委員	胡 光	愛媛大学法文学部人文学科教授	R2.1～
委員	西村 幸夫	國學院大学新学部設置準備室長・教授	R2.1～
委員	吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授	R2.1～
委員	乗 岡 実	九亀市教育委員会	R2.1～

史跡高松城跡整備会議石垣整備部会委員名簿

	氏名	所属	備考
部会長	内田 九州男	元愛媛大学法文学部教授	～H30.1
部会長	胡 光	愛媛大学法文学部人文学科教授	H30.1～
委員	五味 盛重	元財文化財建造物保存技術協会参与	～H30.1
委員	西田 一彦	関西大学名誉教授	～H30.1
委員	北野 博司	東北芸術工科大学歴史遺産学教授	H30.1～
委員	山 中 稔	香川大学創造工学部教授	H30.1～

史跡高松城跡整備会議建造物整備部会委員名簿

	氏名	所属	備考
部会長	西 和 夫	神奈川大学工学研究所客員教授	～H27.1
部会長	谷 直 樹	大阪市立大学名誉教授	
委員	増井 正哉	大阪くらしの今昔館館長	
委員	三浦 要一	高知県立大学文化学部教授	
委員	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部教授	
委員	宮本 慎宏	香川大学創造工学部准教授	H27.1～

(委員) 石垣高さや焼損箇所など提示する情報が多く交錯するため、わかりやすい図示を心がけること。

(委員) 絵図に描かれた姿について、不明瞭なものも多いが説明はできるよう準備すること。

(委員) 説明資料の中で、議論の前提となる条件や資料の出典などを明記し、わかりやすい表現に努めること。

(委員) 桜御門の写真について、奈良文化財研究所が鮮明なものを持っていると思うので、問い合わせること。→後日入手した。

(委員) 礎石、石垣の強度や建物の耐震性の問題など、表現の方法を再検討すること。

(委員) 聞き取り調査の結果も根拠表に表現すること。

第16回会議 (H25.6.10)

(事務局) 復元検討委員会に提出する予定の資料を説明した。

(委員) 文化庁の復元整備の基準を一つずつクリアしながら案出すること。

(委員) 復元後の活用について、内部を展示などで公開するのであれば、その方法についても市民からみて魅力的なものにすること。

(委員) 陳列館での展示も、復元模型の作成など、分かりやすいものの作成と展示をしてはいかか。

(委員) 復元案について、高松市としての方針を明らかにした上で、説明資料の体裁を工夫すること。特に記載する内容や提示の仕方に工夫が必要。

第17回会議 (H28.2.24)

(事務局) 桜御門の復元にあたり、消火・防災設備の計画及び構造計算による復元建造物の安定性と最低限の補強方法について、方針と工法を提案した。

(委員) 礎石をそのまま用いて復元することなので、事前に十分な記録を作成すること。

(委員) 修理した石垣にも相応の荷重をかける設計になっているが、石垣の安定性については若干の不安も残る。安全性や荷重の分散について石垣整備会議と調整を図りながら議論を進めたい
⇒ (事務局) 現在石垣整備会議の意見を踏まえながら、石垣の耐久試験を実施しており、石垣の安全性の検証に努めている。現在実施中であるため、結果が見通せた段階で、当会議においても報告する。

(委員) 石垣の補強は行わないのか。

⇒ (事務局) 石垣は解体前まで現存していた遺構であり、石垣修理の方針としてできる限り伝統工法を用いて旧状を保てるよう修理してきた経緯がある。施工方法の工夫や最低限度の石の交換などで安全性は向上しており、さらに石垣耐久試験で検証中である。その結果を受けて補強の方針を定める。

(委員) 公開の方法と、来場者への説明について、工法の選択などわかりやすく興味を引く方法を検討する必要がある。

第18回会議 (兼第28回石垣整備会議) (H28.9.12)

(事務局) 石垣修理工事に際してこれまでに実施してきた強度試験等の経緯と結果、今後の留意事項について報告した。

(委員) 修理後の石垣の安定性については、検証の結果、当初目指した程度に頑強なものであると考えられる。

第19回会議 (H29.2.10)

(事務局) 実施設計に向けて、細かな仕様等について提案した。内容は①材種の選定、②木部の塗装、③公開用昇降路の整備、④展示計画、⑤屋外案内解説板の整備、⑥幔幕の整備である。

(委員) ①・②については概ね異論なし。

(委員) ③について、一部木材を用いる案となっているが、復元した建物と、新設の施設が見た目で区別できるよう、また城内の他の施設(天守台上観覧台)と類似の仕様(ステンレス製)とする方が望ましいのではないかと。

(委員) ③について、バリアフリーの観点での整備はどうするか。

⇒ (事務局) 天守台の見学デッキの際にも検討したが、バリアフリーに対応した階段を整備するためには大がかりな階段が必要となり、地下遺構への影響も大きくなる。また、階段設置予定地は名勝披雲閣庭園の内部で、主たる構成要素である松も生えており除却は困難である。さらに桜御門内部は日時限定での公開を予定しており、常時公開ではないことも勘案し、新設階段を提案する。

⇒(委員) 承知した。協議したことを報告書等に記録すること。

(委員) ④について、何を見せるかの議論が必要であるが、完成した建物内部の、天井の構造が見えるように照明を調整してはいかかがか。

(委員) ⑤について、城内の既存のものとサイズ・仕様が異なるため、統一してはいかかがか。

(委員) ⑥について、櫓門の類例は無いようであるが、寺社等の類例を探して参考にしてはいかかがか。

第 20 回(平成 29 年度第 1 回)会議 (H30.2.6)

(事務局) 桜御門復元整備工事について、現在、契約事務中である。なお、階段については、現状変更の許可条件としてステンレス製階段でなく、木製階段への変更を検討することという条件が付されたため、階段部分については再度設計を行う予定である。

(委員) 承知した。

第 25 回会議 (R3.3.10)

桜御門復元整備工事の進捗状況の現地視察を行った。

第 2 項 石垣整備部会

桜御門石垣修理に関する協議は(高松市ほか2022)にまとめた。建造物整備部会との合同会議を平成 28 年9月に開催した。内容は第1項に記載のとおり。

参考文献

高松市・高松市教育委員会 2022『史跡高松城跡(桜御門石垣整備)』

第3節 高松城桜御門基本構想・基本計画策定業務

委託業務で作成した資料を掲載する（図2-1～6）。主な内容は概要の整理、規模・構造の整理、石垣の現況、復元計画の提示である。

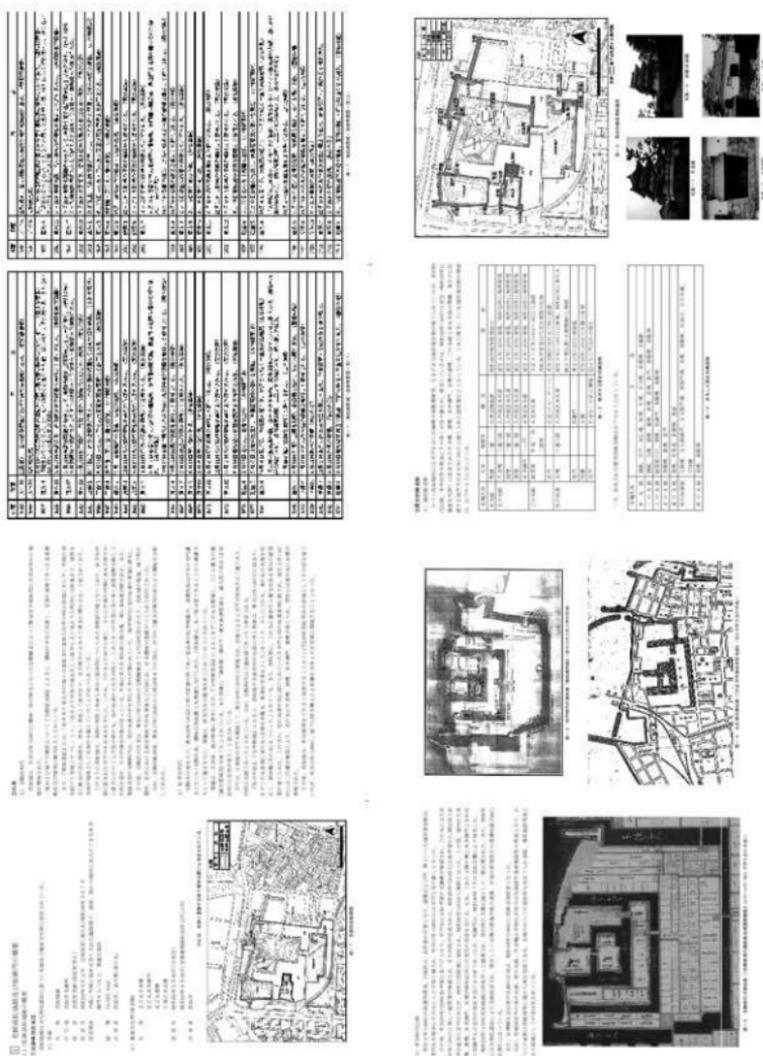


図2-1 桜御門復元整備基本計画 説明資料①

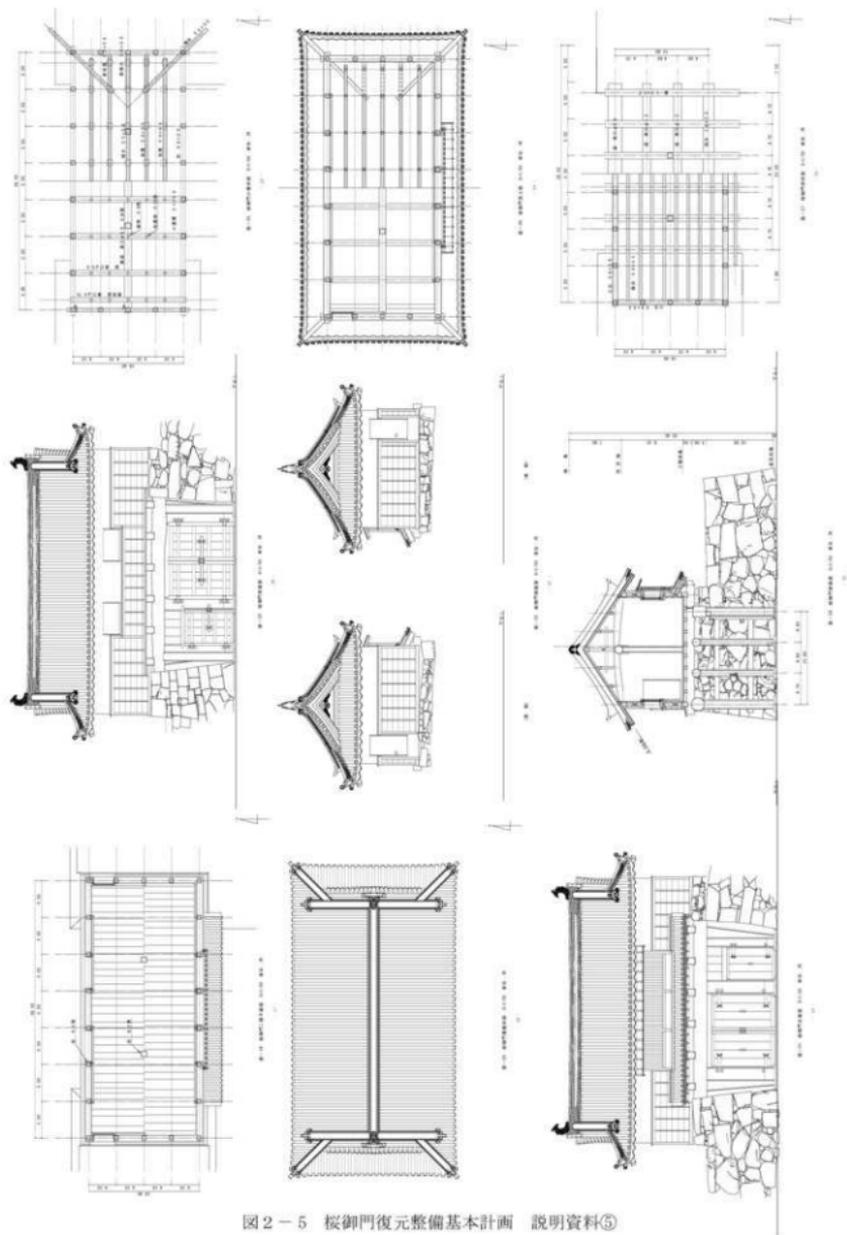


図2-5 桜御門復元整備基本計画 説明資料⑤

第4節 基本設計

第1項 復元計画根拠史資料

桜御門の復元設計に際しては、以下の史資料を根拠とした。

※ 桜御門とほぼ同時代に築造された城内の類例に倣い1尺≒303mmとする。

表2-2 復元根拠資料一覧表

1)遺構	1)-1. 礎石	現存する桜御門の礎石(礎石の根巻金物跡含む)
	1)-2. 石垣	現存する桜御門跡の櫓台石垣
	1)-3. 埋蔵遺構等	発掘調査成果に基づく復元根拠
2)古写真		大正～昭和初期に撮影された古写真7枚 (及び西側に接続していた多聞櫓古写真1枚)
3)絵図		生駒時代、松平初期、寛文期大改修以降の各絵図
4)聞き取り、近代文献		桜御門内部に入った経験のある古老への聞き取り
		国宝指定に伴う資料
5)類例		史跡高松城跡に現存する重要文化財である、 月見櫓、渡櫓、続櫓、水手御門、良櫓

1) 遺構

桜御門の建築物関連遺構となる礎石、石垣はほぼ完存している。埋蔵遺構調査や柱形状の特定が可能な礎石が現存しているため、建物の原位置が高い精度で判明するほか、建物の状況を具体的に知ることができる。

1) - 1. 礎石…現存する桜御門の礎石(礎石の根巻金物跡含む)

1階(下層)の礎石については全て現存しており、礎石天端には柱底部に対応する角ダボ穴と、

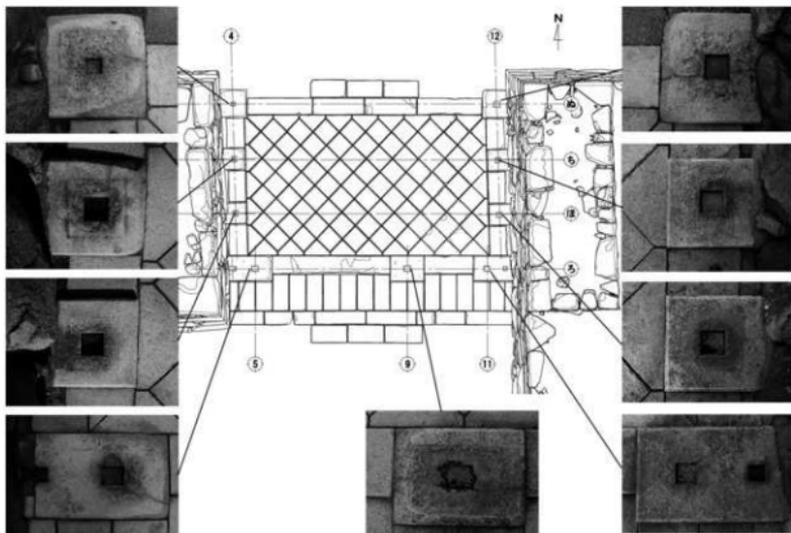


図2-7 桜御門の礎石の配置

根巻金物（鉄製）の痕跡（錆）が克明に確認できる。金物痕跡の内側を計測することで、各柱の断面寸法が判明する。西側石垣天端がやや臺型となるのに合わせて、控え柱の通り芯はやや西側に開いている。

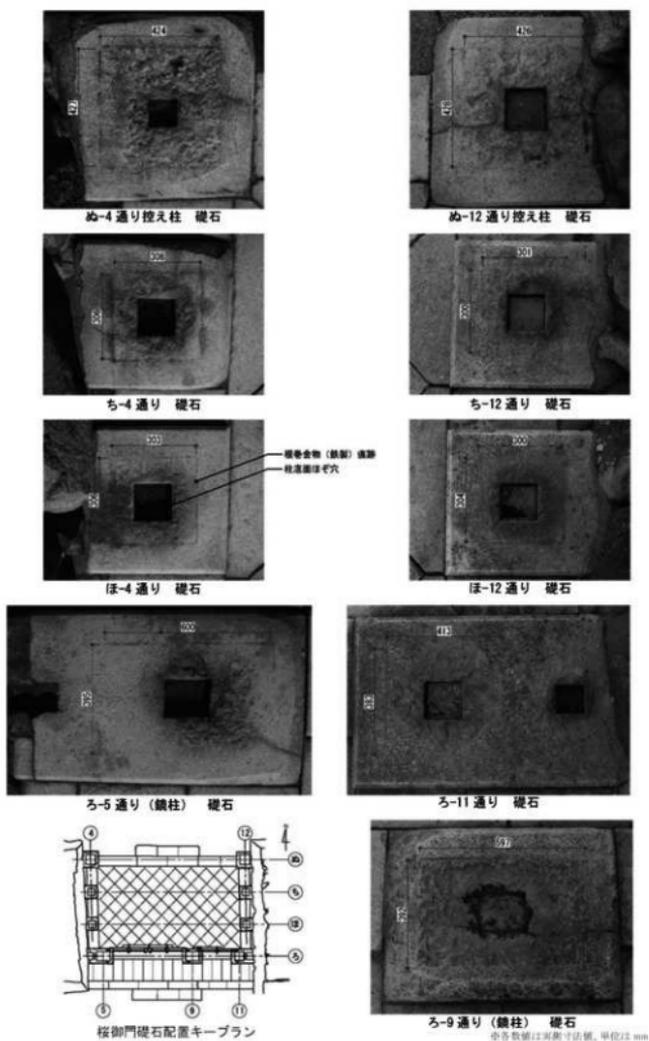


図 2-8 礎石詳細

1) - 2. 石垣…現存する桜御門跡の櫓台石垣

戦前に撮影された桜御門正面古写真の石垣と現状の石垣を比較すると(図2-16)、石垣間詰石の欠損が進行しつつも、大きな変化を経ることなく現在に至っている状況が確認できる。桜御門焼失後の修理記録はないことから、遺構調査から天端石のモルタル補強痕跡が確認されているものの、石垣位置や天端高などの形状は櫓門が存在した当時の状況を踏襲していると考えられる。

現状の石垣天端寸法から、建物の外形(壁厚含む)は桁行で40.5尺(12.27m)、梁間で18.5尺(5.61m)以内に収まる必要がある。

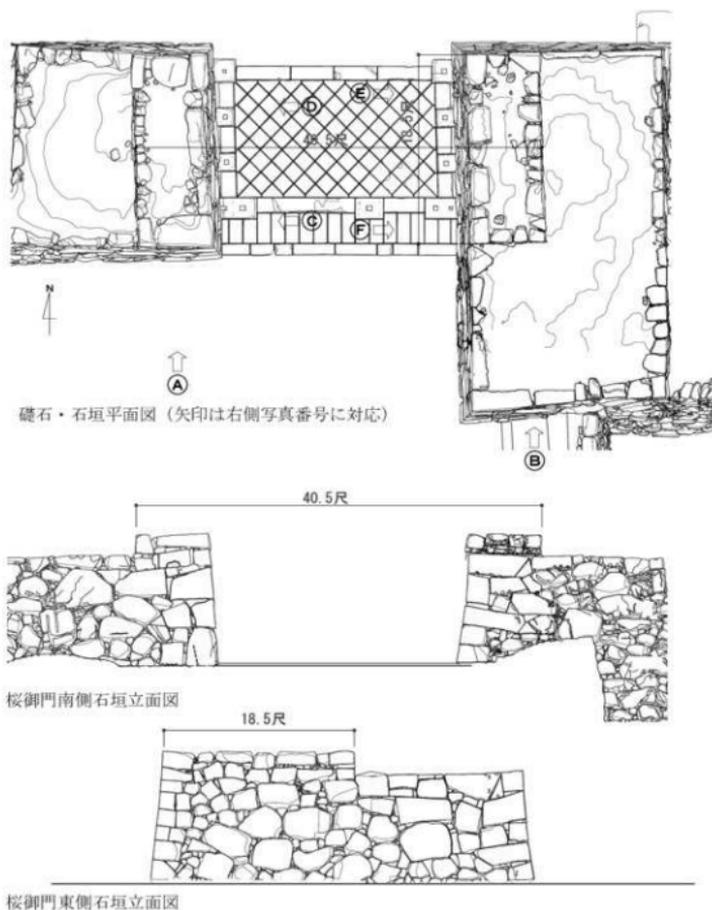


図2-9 礎石・石垣平面図



A 桜御門西側石垣南面



B 桜御門東側石垣南面



C 桜御門西側石垣側面（南寄り）



D 桜御門西側石垣側面（北寄り）



E 桜御門東側石垣側面（北寄り）



F 桜御門東側石垣側面（南寄り）

図2-10 石垣各面の様子

1) - 3. 埋蔵遺構等…発掘調査成果に基づく復元根拠

ア 東西石垣天端の状況

- ・西側石垣は戦災による門の焼失で生じた被熱痕が残存している。(図2-11)
- ・東西石垣天端には軟敷層があり、往時の地業面が現存していると判断される。(漆喰や釘など建築資材が確認される)

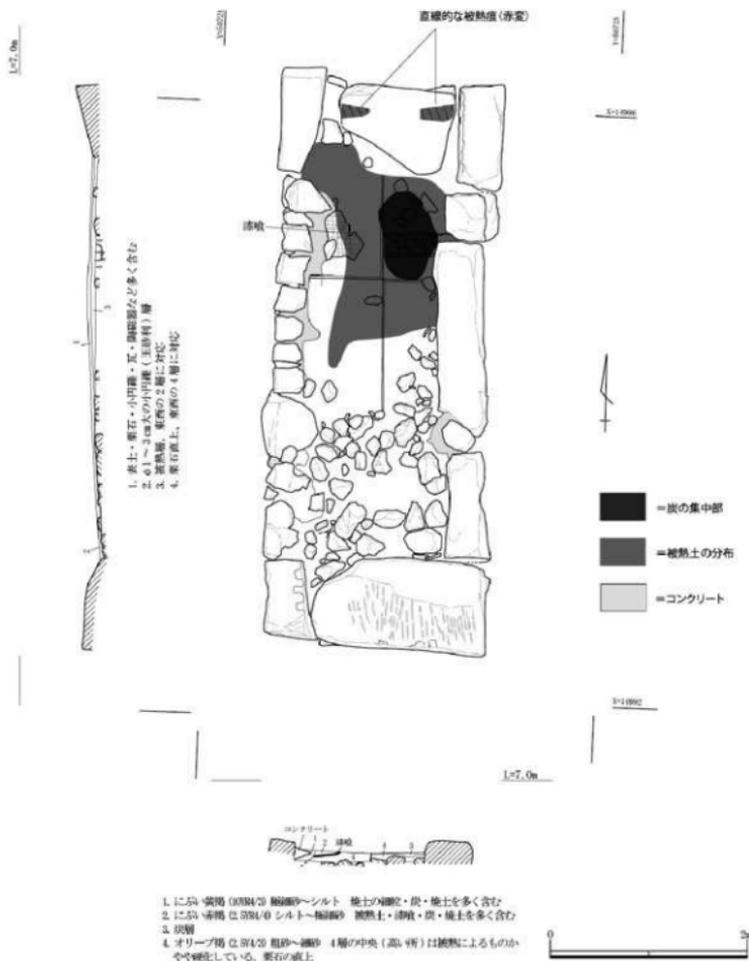


図2-11 西側石垣天端の発掘調査成果

イ 門の構造に関する所見

- ・西側石垣では、天端の石材に直線的な被熱痕及びノミ打ちによる天端調整の痕跡があり、門の建築部材（土台）の設置位置を示す。（図2-11）
- ・東西石垣の天端では礎石が無い状況を確認した。上記西側石垣の所見から、石垣天端に直接檜部分の荷重をかけていたと考えられる。また、東石がないことから、床組は東のない構造で、土台に渡した大引で床組を支持する構造であったことが判明する。

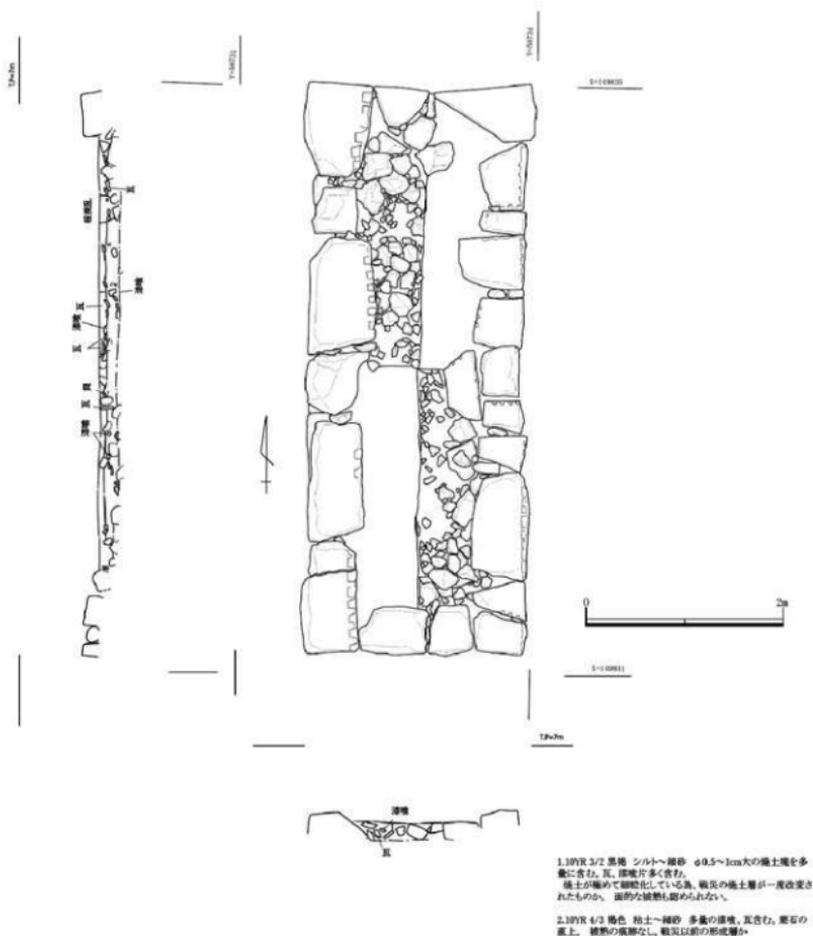


図2-12 東側石垣天端の発掘調査成果

2) 古写真…大正～昭和初期に撮影された古写真7枚（及び西側接続の多聞櫓古写真1枚）

2) - 1. 桜御門（7枚の古写真）

桜御門を直接撮影した古写真は7枚存在する。古写真Aと古写真Bはいずれも桜の馬場側から撮影され、古写真Aは開かれた門扉の奥に披雲閣の屋根や植栽樹木の支柱が見られ、古写真Bでは門扉の形状が確認できる。AとC、BとD～Fはそれぞれほぼ同時期とみられる。



古写真A（撮影時期：大正から昭和初期、高松市歴史資料館蔵）

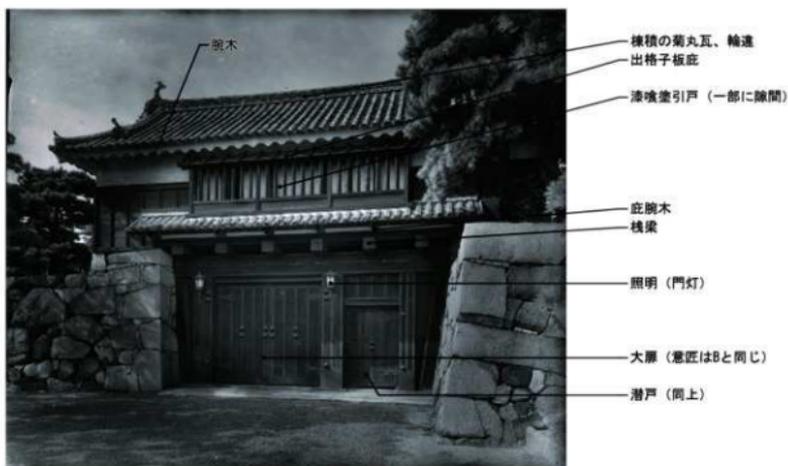


古写真B（撮影時期：第二次世界大戦前、(公財)松平公益会蔵）

図2-13 古写真の読み取り①



古写真C (撮影時期：古写真A～Bの間、(公財)松平公益会蔵)



古写真D (ガラス乾板、奈良文化財研究所蔵)

図 2-14 古写真の読み取り②



古写真E (ガラス乾板、奈良文化財研究所蔵)

漆喰塗引戸 (一部に隙間)

照明 (門灯)



古写真F (撮影：第二次世界大戦前、個人蔵)

門之櫓
庇棟積 (Aと同じ)

漆喰塗引戸 (一部に隙間)

照明 (門灯)
披雲閣玄関



古写真G 高松城址と西の丸周辺 (昭和3年頃、高松市蔵)

桜御門 (西妻面が見える)

図2-15 古写真の読み取り③

2) - 2. 天守と多聞櫓 (ケンブリッジ大学図書館蔵)

写真の多聞櫓は桜御門の西側に接続していたもの。写真の右手が桜御門であり、桜御門の両脇に存在した多聞櫓の具体的な形状がわかる唯一の史料である。多聞櫓の石垣は、現状との比較から、かなり広範囲に積替えが行われて現在に至っていることが判明している。



古写真H 天守と多聞櫓 (撮影: 明治 15 年 12 月 30 日)

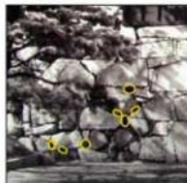
【古写真の撮影時期について】

古写真の撮影時期を検討するため、石垣の間詰石の欠損変遷を整理した。

古写真Aでは欠損が見受けられず、Bで生じた欠損はそのまま現在に至っている。また、現在の積石は古写真とほぼ一致しており、現存する石垣は建物が存在した当時とおおよそ同じ状況にある。

○ A~Bで欠失した間詰石 ○ B~現在で欠失した間詰石

石垣 (正面左側)



古写真A (C) ➡ 古写真B (D, E, F) ➡ 修理前

石垣 (正面右側)



図 2 - 16 石垣の変遷検討図

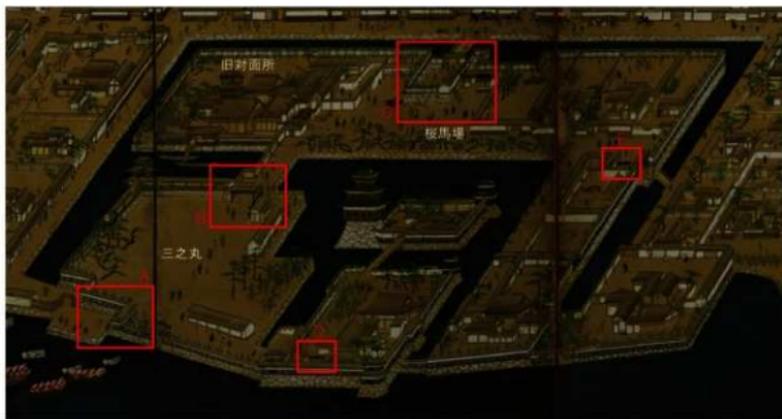
3) 絵図・文献史料等

3) - 1. 絵図の概要

江戸期高松城の様子を描いたものは40点余りあるが、そのうち具体的に桜御門の状況が分かるものに以下の絵図がある。これらの絵図には松平氏による大改修以前のの様子を描いたものと、改修後の様子を描いたものがある。

①『高松城下図屏風』(香川県立ミュージアム蔵)

松平頼重による寛文11年(1671)の大改修以前の状況を描いたもので、1640年代半ばの景観と考えられている。桜の馬場から三の丸に通じる位置に櫓門(便宜的に桜御門とする)が描かれている。櫓門より桜の馬場側(絵図奥手側)が対面所であったため、改修後の桜御門とは門正面の向きが逆になっている。



『高松城下図屏風』(17世紀中葉、香川県立ミュージアム蔵)(部分、北を手前に描く)



海手門(A)付近拡大



桜御門(B)付近拡大



古太鼓槽(C)付近拡大



その他門(D、E)付近拡大

図2-17 高松城下図屏風の桜御門

A部分（海手御門）

A部に描かれている櫓門は海手門（寛文・延宝期の大改修で廃止）であり、現存する渡櫓はこの建物の遺構となる石垣を一部転用している。建物は入母屋で、上部漆喰の下見板張とする。三つ道具や槍などの描写状況を含め、右手側（西側）が城内で、描かれているのは櫓門の内側となる。僅かに見える控柱は黒塗りとしていない。城内側の窓の有無は不詳である。

B部分（桜御門）

B部は桜御門である。生駒氏の時代は絵図手前（北側）が正面であったことを受け、後述する絵図では門の正面が描かれているとされる。一方で、本来城内側に位置すべき番所は、門外側に描かれていることになる。桜御門の右脇（西側）には、松平時代にある多間櫓が描かれていないが、石垣の形状は大差がない。建物は上部を漆喰塗とする下見板張の入母屋造であり、窓らしきもの（天守は格子窓を描いており、突上戸か？）が3つ（又は4つ）ある様子が描かれている。柱は黒塗りであり、根巻金物が描かれている。

C部分（古太鼓櫓）

旧大手にあたる古太鼓櫓は、松平氏による大改修後は櫓形・櫓門等は存置されたまま廃止され、対面所のあった位置に大手を移設している。櫓門は切妻で城内側に窓を描かない。壁は漆喰塗で、土台付近は本部表しのように見える。櫓形石垣の土塼は腰を下見板張とし、下見板のない櫓門とは意匠的に不均衡である。櫓門右手には番所が描かれている。

D、E部分（その他門）

いずれも、門の内側に小規模な番所を描いている。

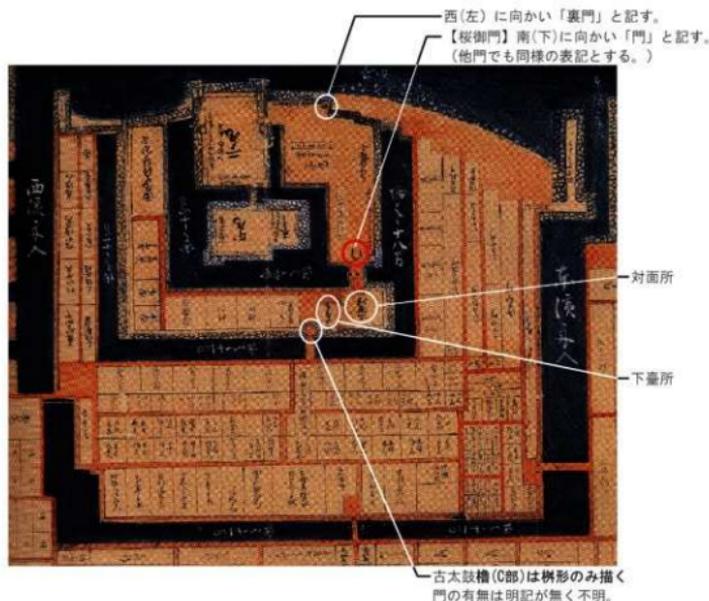


図2-18 『生駒家時代讃岐高松城屋敷割図』（高松市歴史資料館蔵）

生駒時代の高松城の屋敷割を描いた『生駒家時代讃岐高松城屋敷割図』（高松市歴史資料館蔵）と比較すると、対面所・古太鼓櫓・海手御門の位置に城下図屏風との違いはない。桜御門の位置には南に向かって「門」と注記されており、正面が北側であったことが推定される。（これは、『小神野夜話』に「桜御門は北表故」とする記載に一致する。）

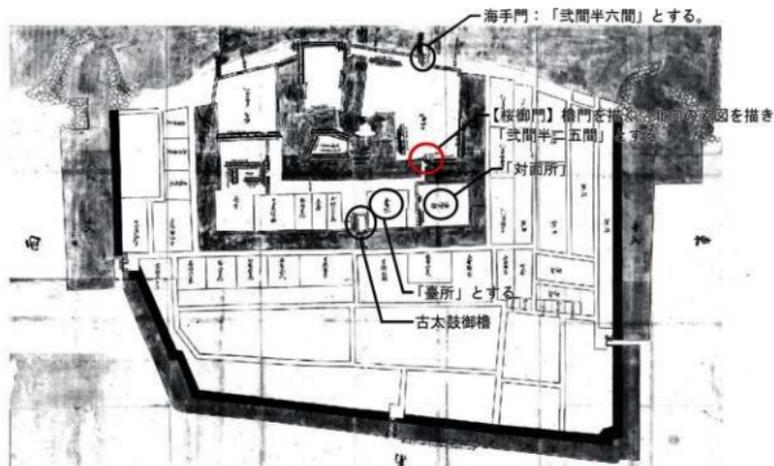


図2-19 『讃州高松城之図』（国会図書館蔵）

【渡櫓の梁間寸法】

2.7尺×6間＝16.2尺
つまり6.48尺×2間半に相当
⇒海手門絵図記載に一致する

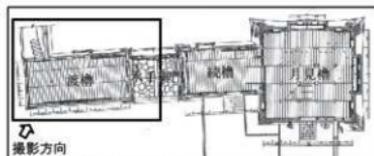
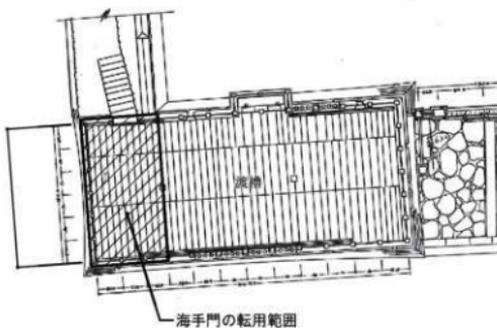


図2-20 渡櫓の旧海手門転用部分概要図

生駒時代の状況を描いた『讃州高松城之図』（国会図書館蔵）は寛永2年（1625）～16年（1639）頃の高松城を描いたもので、桜御門や海手門、古太鼓櫓では門の外部側を正面とした姿図を描いており、当時既にこれら諸門が存在し、松平氏に継承されていることがわかる。同絵図では桜御門の規模について「武間半ニ五間」とし、海手門について「武間半六間」とする。現存する渡櫓遺構は、海手門の部材及び石垣の南端の一部を転用した遺構であることが知られているが、梁間の2間半（渡櫓の梁間は、1間＝6.48尺とする）は海手門の記載寸法に一致する。また、桜御門も想定される梁間寸法は2間半程度（同上）である。桜御門の桁行は現存する石垣天端寸法から6間程度が想定され、『讃州高松城之図』のものとは相違するが、これは松平期に改修を受けた結果であると考えられる。なお、『高松城下図屏風』に描かれた桜御門は、桁行が石垣にほとんど載っておらず、松平期改修以前の状況を示している可能性が想定される。

以上の変遷を踏まえ、『高松城下図屏風』に描かれた桜御門について総括すると、桜御門は北を正面とする生駒期から存在した櫓門として松平氏に継承されたと考えられ、番所の状況から内側を描いたものとも考えられるが、三之丸御殿は未完成であり、依然として対面所は桜の馬場にあることと登城方向（及び人物の描写）を考慮すると、北側（絵図の手前側）が正面である必要があり、建物の正面は焼失前と同じ南であったとは考えにくい。

なお、『高松城下図屏風』に描かれているとおり、生駒期の高松城では漆喰塗の大手門（古太鼓櫓）以外の多くの建物は下見板張りが主体であった。一方で高松城を撮影した多くの古写真や各種絵図からは、高松城の諸建物は漆喰塗で統一されていたことが知られる。焼失前の桜御門は城内でも数少ない下見板張の事例であるが、以下のような可能性が推察された。

まず、『讃州高松城之図』では古太鼓櫓のみ下見板張としておらず、生駒期には下見板張が主流であったことと矛盾していることについては、古太鼓櫓が大手門として古式な（正式な）意匠を採用したためであったと考えられる。古太鼓櫓は生駒時代から存在した櫓門であり、1640年代半ばでは、唯一総漆喰塗の大手門に位置する櫓門であった。広島城を例にすると、城内建物を腰下見板張とするが、毛利時代に創建した城門（本丸中御門、二ノ丸表御門など）は柱・長押・舟肘木を表わす漆喰塗真壁造であって、他の建物と櫓門の意匠を区別していたことが知られる。高松城の古太鼓門も、もとは対面所や大身の家屋敷が存在した西の丸～桜馬場に至る大手門に相当することから、生駒期に表門特有の特別な意匠の櫓門（表門）として創建し、そのまま松平氏が継承した可能性が考えられる。

次に、松平氏による寛文～延宝期（1661～1680）の大改修によって城内建物は漆喰塗建物が多数を占めるようになっていったと考えられる。松平頼重が入城した寛永19年（1642）から寛文期までは、二ノ丸郭を整備して藩主居館を建築し（小神野夜話）、多聞櫓等の修築などを度々行っていることから、桜御門の改修は寛文～延宝期の大改修をさかのぼって実施されていた可能性も考えられる。

すなわち、比較的早い時期に桜御門の正面方向を改める等の必要が生じ、周辺の下見板張多聞櫓に合せて（あるいは利用しながら）修繕を行った結果、最終的に数少ない下見板張建物となった可能性がある。桜御門の西側多聞櫓は生駒期にはなく、松平氏の創建による櫓であるが、古写真によれば下見板張であり、桜御門の東側に既に存在していた生駒期の多聞櫓意匠に合せて整備された可能性がある。これは、生駒期の遺構を利用（転用）して松平氏が現在の渡櫓に改修していることと

共通し、前時代の建物を必要に応じて利用していたことを裏付ける一例である。また、交代した大名家や藩主各々の整備によって真壁造・下見板・漆喰大壁など多様な意匠が混在していた岡山城も同様の事例と言える。

②『高松御城全図』（鎌田共済会郷土博物館蔵）

城内建物の状況から幕末の高松城内を描いたものと考えらえる絵図（昭和6年の模写）で、内容は

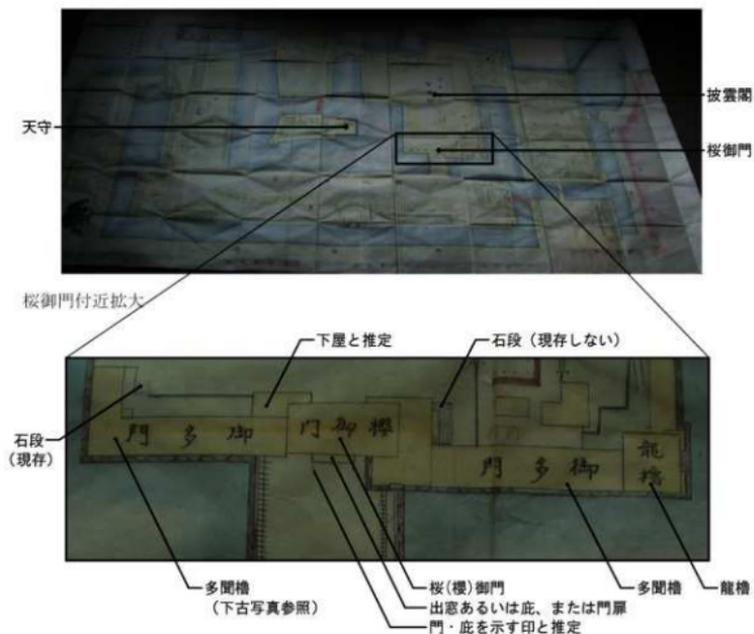


図2-21 『高松御城全図』（年代不詳、鎌田共済会郷土博物館蔵）



図2-22 古写真H 天守と多聞櫓（ケンブリッジ大学図書館蔵）

絵図の多聞櫓
（右手に板御門が接続）



絵図『凡例』
「御門及御廊子」とし、
門・庇を示す印と推定される。

『旧高松御城全図』に類似している。中堀内の詳細な建物の配置が描かれているほか、建物名称の記載がある。桜御門の両脇には「御多門」として多間櫓の平面形を描く。桜御門は両脇の多間櫓とは区別して着色され、正面側（南側）に突出部（凡例参照）を描く。

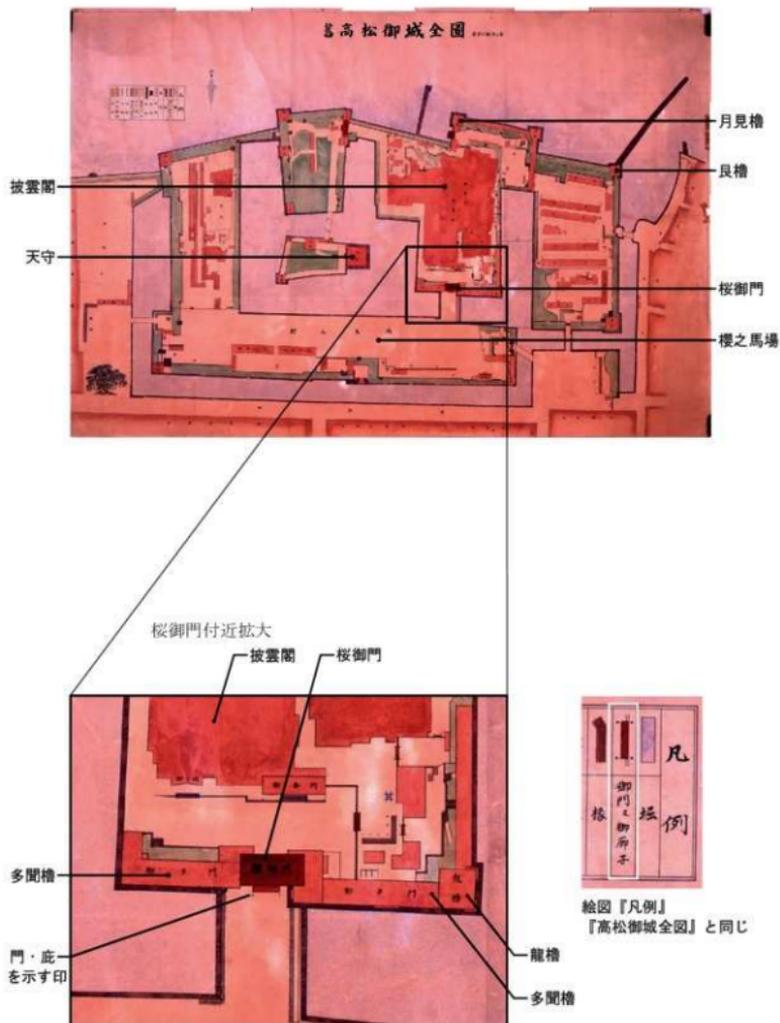


図2-23 『旧高松御城全図』（年代不詳、香川県立ミュージアム蔵）

③『旧高松御城全図』（香川県立ミュージアム蔵）

松平頼重による改修後の絵図で幕末の状況を描いたものと考えられる。注記の多くは左横書きのため、近代以降に調製された可能性もあるが、描写は精密である。

4) 聞き取り、近代文献

4) - 1. 聞き取り調査等

当時高松城を管理していた人物（A氏）への聞き取り調査により、側面に出入口があり、内部の床は板張、乳金物は鉄製であったことなど、明確に記憶している事項については参考とした。記憶があいまいな事項については、その他根拠史料を含め、総合的に判断した。

聞き取り調査の概要は以下の通りである。

表2-3 聞き取り調査成果一覧表

事項	聞き取り内容
対象者略歴	大正11年(1922)生まれ。幼少時に高松城内で遊んだ経験を持つ。終戦時は中国の大連に在住、昭和22年に帰国、昭和23年市役所入庁。昭和28年に退職、翌29年から松平公益会勤務。A氏の実家は松平家の家扶を努めた上野家で、曾祖父は11代藩主頼聰の教育係を経て御用人・奉行になった人物であり、高松城の実質的な管理責任者であった。
焼失時の状況	詳細不明。焼け残った瓦などは中庭の土橋付近の埋め立てに使用した。
明治以降の修理履歴	披雲閣建設や旭門については修理記録があるが、桜御門は記録がない。(ただし、明治23年私下げ以降に南脇多間櫓が撤去されており、その際に記録に無い改変が行われた可能性がある。また、復元工事後に大正期の修理見積り様書が発見された。)
当時の利用状況	材木などのガラクタが収納されていた。庭師の昼食所兼休憩所になっていた。旭門の外側と桜御門北西側に警察官詰所があり、各1名が警備にあっていた。警察官(請願従事者)の給与は松平家が負担していた。城内に一般人は入れなかった。戦後、城内の詰所建物は譲渡。
入口の位置	西側から入っていた。東側の入口は記憶にない。三之丸南東隅の階段から石垣上に登り、入口付近に2・3段の段差があった。北面から直接进入ことは出来ない。
北面仕上げ、窓の状況	南側が正面であるため、北側の状況はよく覚えていない。外部仕上げは表と変わらないのが普通ではないか。窓についてはよく覚えていない。1階からの階段・梯子はない。
内部仕様	はっきりと覚えていない。内部は薄暗く、床は板張りであった。天井や壁、柱については記憶にない。ランドウで広い空間であった。
門部分の材質	乳金物は鉄であった。
関連する伝承・口伝	桜御門については資料がなく不明。大正11年に摂政宮(昭和天皇)が宿泊された時や、翌年の久瀨宮邦彦王、同妃親子、良子、信子両女王らが来られた時の写真帳に桜御門の北面が写っている可能性がある。

4) - 2. 国宝指定に伴う資料

桜御門は他の長櫓や月見櫓(着見櫓)とともに国宝指定を受ける予定であり、昭和18年に国宝指定願を提出していたが、昭和20年7月の空襲により焼失した。

国宝指定調査として、これら建物の調査が実施されていたことを当時の地元新聞では報じているほか、ガラス乾板で保存されている文化庁所蔵の古写真2枚は垂直を意識した建築写真としてあおり撮影が行われており、指定準備段階で撮影した写真と考えられる。

5) 類例建物

5) - 1. 類例建物の選択理由

桜御門の復元計画において、二之丸月見櫓、続櫓、渡櫓、水手御門並びに旧東之丸長櫓における柱間寸法、開口部などの細部、さらには基礎、土台、小屋組、屋根などの架構を類例とした理由は、同じ高松城内の建物であることと、いずれの建物も松平氏が入城した直後の同時期に建てられたことから、建築的に共通する点が数多く存在するものと推測されるためである。

5) - 2. 類例建物の概要

- A 二之丸月見櫓 三重三階、隅櫓、三重屋根入母屋造、本瓦葺、桁行 33.9 × 梁間 33.9 尺（一階）、延寶 4 年（1676）頃竣工、昭和 8 年に松平家が修理
- B 二之丸続櫓 単層屋根入母屋造、本瓦葺、桁行 9 間、梁間 6 間、桁行 30.0 × 梁間 16.2 尺
- C 二之丸渡櫓 単層屋根入母屋造、本瓦葺、桁行 12 間、梁間 6 間、桁行 36.5 × 梁間 16.2 尺
- D 二之丸水手御門 一間一戸門、切妻造、本瓦葺、桁行 15.2 × 梁間 6.3 尺
- E 旧東之丸長櫓 三重三階隅櫓入母屋造、本瓦葺、桁行 6 間、梁間 6 間、桁行 33.2 × 梁間 33.2 尺、延寶 5 年（1677）竣工、以後の修理記録は発見できず

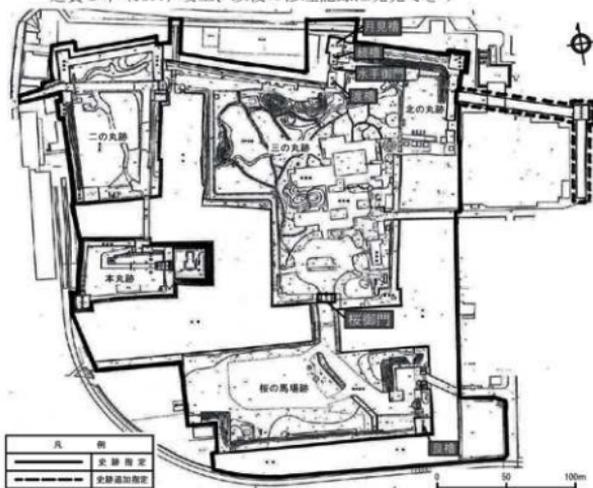


図 2 - 24 史跡高松城跡平面図



図 2 - 25 (左から) 二之丸月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓 各全景 (西より見る)

図 2 - 26 旧東之丸長櫓 全景 (西より見る)

5) - 3. 類似建物から参照した内容

A 柱間寸法の検討

月見櫓・・・6.48尺、海側の正面に位置する格式高い櫓、天守と同じ基準柱間寸法

続櫓・・・・・桁行6.0尺（半間が3尺）、梁間6.48尺（2.7尺×6＝6.48尺×2.5間）

渡櫓・・・・・桁行6.3尺（半間が3.15尺）、梁間は続櫓と同様

長櫓・・・・・6.3尺、かつて月見櫓の後方（東）に位置し、外部に長押がない

渡櫓の南端部分は生駒時代に築造された石垣を利用しており、梁間寸法の計画は旧石垣を転用した結果であると考えられる。昭和32年の修理では、渡櫓の南端軸部は生駒時代に櫓門であった同建物の部材を転用して改修されていたことが判明している。現存する桜御門の石垣天端寸法は、基準柱間寸法を6.48尺とし、その倍数として櫓を計画した場合が最も矛盾なく収まる。

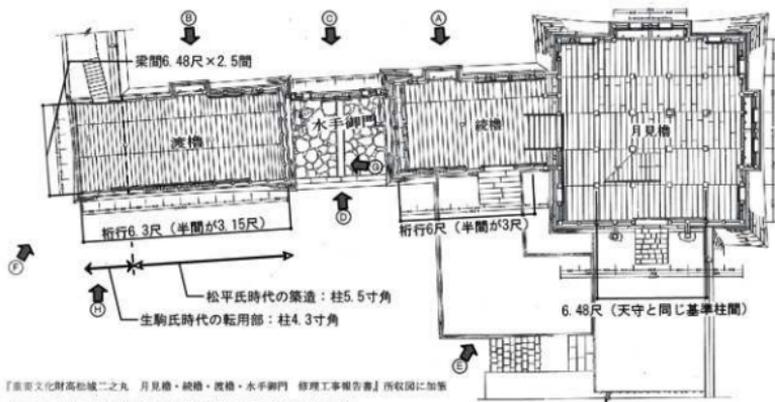


図2-27 月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓平面図

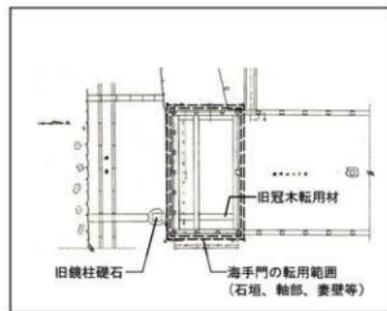


図2-28 海手門遺構図（渡櫓土台伏図）

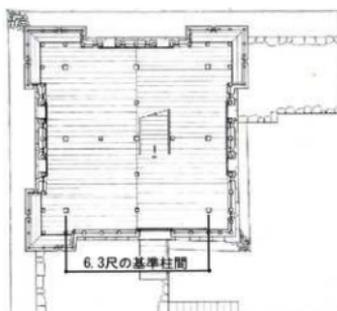


図2-29 長櫓1階平面図

『重要文化財高松城旧東之丸長櫓移築修理工事報告書』所収図に加筆



続櫓外観（西面）撮影：A



渡櫓外観（西面）撮影：B



水手御門正面（西面）撮影：C



水手御門背面（東面）撮影：D



続櫓・月見櫓外観（東面）撮影：E



渡櫓外観（南東面）撮影：F



渡櫓妻面（北面）撮影：G



渡櫓石垣（東面、旧海手門石垣）撮影：H

図2-30 月見櫓、続櫓、水手御門、渡櫓各部写真

B 開口部など細部の検討

桜御門の各古写真によると、大戸吊元上部となる鏡柱上部には2つの乳金物を使用しており、吊元1箇所につき2つの壺金物を使用していることが判明する。稀な事例であるが、水手御門の扉も同様の手法を採用していることから、両者の形式は類似している可能性が高い。このことから、大戸は古写真の状態を参考にしつつ、細部・背面については水手御門の大戸を参考とした。また、実施では敷地南東の旭門（高麗門、推定幕末）の金物形状を参考とした。



図2-31 開口部等類例（水手御門）の細部写真・図面

C 基礎、土台、小屋組、架構の検討

高松城内に現存する城郭の建造物遺構は、通常外部及び内部を大壁としており、当城の特色と見なせる。

また、続櫓・渡櫓では、城外に面する内壁については大壁とし、城内側は真壁とする法則性



図2-32 内壁の類例

がある。

同槽の小屋組は一般的な折置組とせず、桁行に独立柱を建てて上部桁行に敷梁（中引梁）を架け、上部に直交して投掛け梁を架ける方式を採用している。これらの形式及び室内細部造作等については、現存する建造物遺構を参考にして形式を決定した。

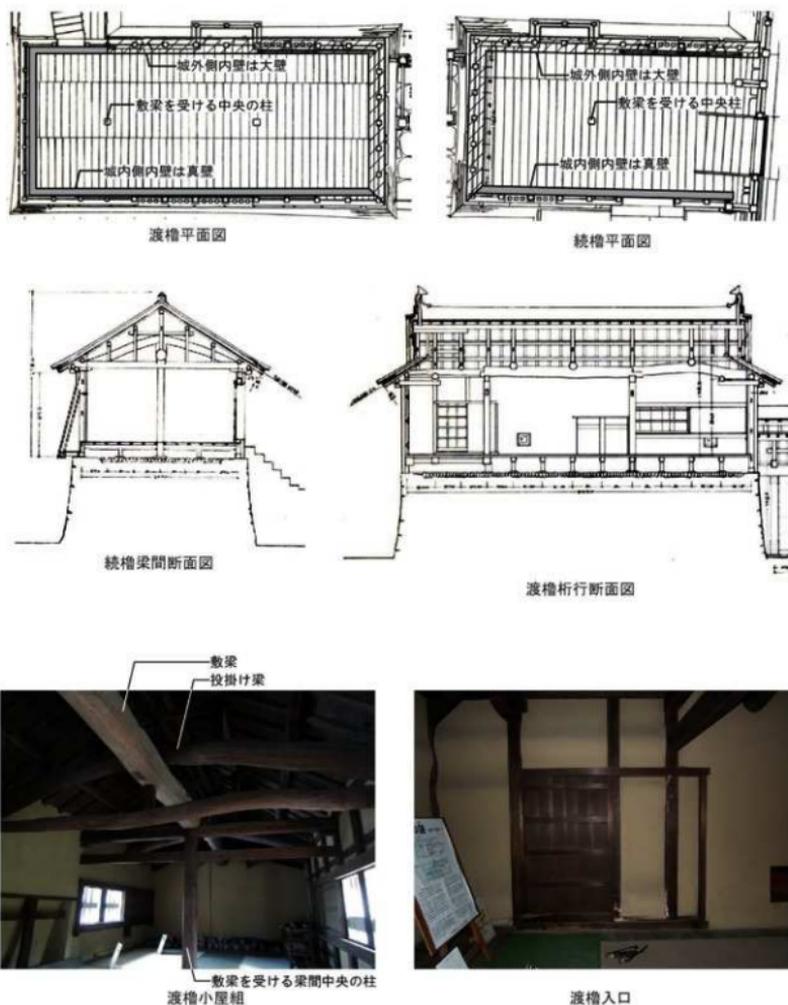


図2-33 続槽・渡槽図面と内部

第2項 桜御門復元検討

1) 建物構造・意匠等の復元根拠

(1) 一階平面

- ・ 1階平面は、現存する礎石の実測寸法により柱間、配置を決めた。
- ・ 同城内の類例（水手御門）では、柱間寸法を基準として比例値から各部寸法を決定している。桜御門でも同様の手法を想定し、実測値から計画寸法を決定した。

<水手御門の寸法比例関係>

水手御門の柱間寸法と各柱寸法の関係について検証すると、以下の通り柱間寸法や柱断面寸法に相関関係が認められた。

柱間 10.5 尺 × 2 / 15 = 1.4 尺（鏡柱正面見付）

鏡柱 14 寸 × 2 / 3 = 9.33 寸（控柱 9.3 に近似）

また、15.2 尺 ÷ 13 = 1.169 → 1.17 尺として

1.17 × 9 コ分 = 10.53 尺（鏡柱間に近似）

1.17 × 2 コ分 = 2.34 尺（袖柱間に近似）

また、1.4 尺 ÷ 13 = 1.0769 → 1.07 寸として

1.07 × 8.5 = 9.095 寸（鏡柱見込 9.0 に近似）

1.07 × 8 = 8.56 寸（袖柱 8.5 に近似）

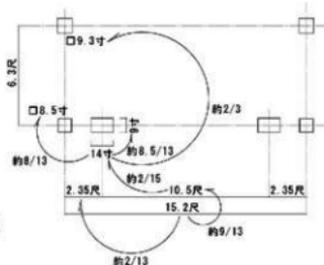


図2-34 水手御門の寸法関係図

桜御門の1階平面は、現存する礎石の実測寸法と水手御門の寸法関係により柱間、配置を決めた。

19.44 ÷ 13 = 1.49538 … 1.5 尺として、1.5 尺 × 8.5 = 12.75 尺

以下、鏡柱見附寸法から各部寸法が派生し、礎石と礎石上部の柱痕跡に良く一致することを確認した。

以上から実測値との比較により順次各寸法を決定した。

<桜御門の計画寸法検討>

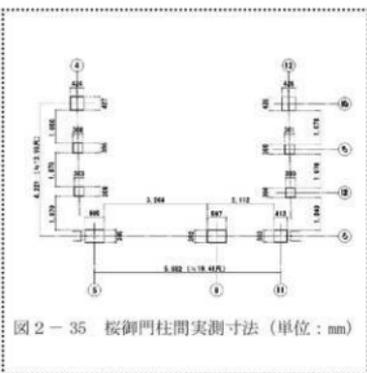


図2-35 桜御門柱間実測寸法（単位：mm）

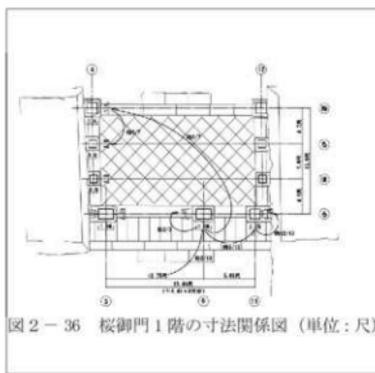


図2-36 桜御門1階の寸法関係図（単位：尺）

表 2-4 各柱の実測寸法及び決定寸法一覧 (単位: mm、尺)

	実測値 (mm)	決定寸法	
		(mm)	(尺)
ろ- 5 鏡柱	600 × 395	594 × 396	1.96 × 1.31
ろ- 9 鏡柱	597 × 392	594 × 396	1.96 × 1.31
ろ-1 1 袖柱	413 × 383	409 × 379	1.35 × 1.25
ほ- 4 側柱	303 × 306	303 × 303	1.00 × 1.00
ほ-1 2 側柱	300 × 304	303 × 303	1.00 × 1.00
ち- 4 側柱	308 × 306	303 × 303	1.00 × 1.00
ち-1 2 側柱	301 × 300	303 × 303	1.00 × 1.00
ぬ- 4 側柱	424 × 427	424 × 424	1.40 × 1.40
ぬ-1 2 側柱	426 × 428	424 × 424	1.40 × 1.40

表 2-5 1階各柱間の実測寸法及び決定寸法一覧 (単位: mm、尺)

		実測値 (mm)	決定寸法	
			(mm)	(尺)
鏡柱間	5 ~ 9 間	ろ通り 3,862.5	3,860	12.74
脇間間	9 ~ 1 1 間	ろ通り 2,020	2,030	6.70
側柱間	ろ ~ ほ間	4 通り 1,420.5	1,394	4.60
		1 1 通り 1,383.5		
	ほ ~ ち間	4 通り 1,384	1,394	4.60
		1 1 通り 1,378		
	ち ~ ぬ間	4 通り 1,416.5	1,424	4.70
		1 1 通り 1,442		

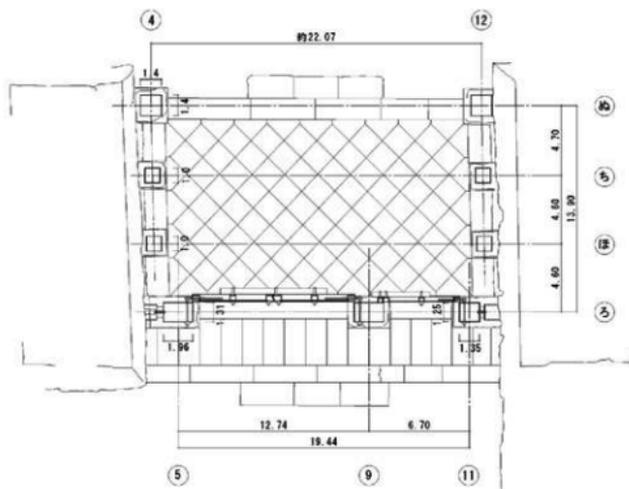


図 2-37 1階平面決定寸法 (単位: 尺)

(2) 櫓部分 (二階) 平面

表 2-6 櫓 (2階) 平面決定寸法

検討部位	決定寸法、形式等	根 拠	備 考
桁 行	総幅 38.88尺	石垣遺構、類例建物 (城内)、古写真	柱間は表庇腕木、構梁尻位置に一致させた
	基準柱間 6.48尺		
	柱間 2.82~3.88尺 (中央部 4.60尺)		
梁 間	総幅 16.20尺	石垣遺構、類例建物 (城内)	
	基準柱間 6.48尺		
	柱間 2.70尺 (出入口部 3.45尺)		
柱	断面寸法 5.5寸	類例建物 (城内、渡櫓)	独立柱 : 6.6寸角
小屋組	独立柱で敷梁を受ける	類例建物 (城内、渡櫓)	

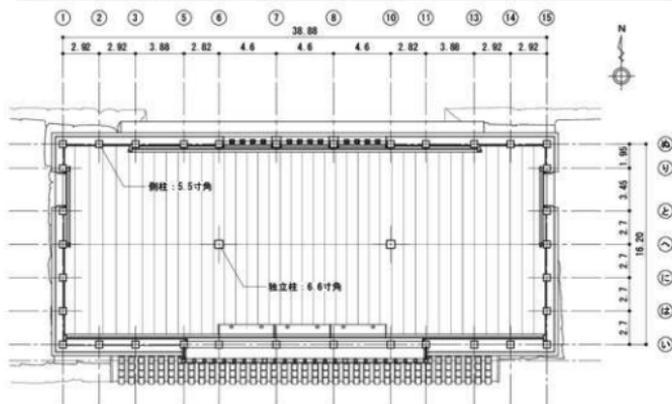


図 2-38 櫓 (2階) 平面図 (単位: 尺)

① 桁行寸法の検討

桜御門 2階の桁行寸法の考察では、以下の要素を考慮した。

1. 石垣遺構の桁行天端外法寸法が 40.5 尺 (既存石垣の外端寸法) であること
2. 城内の類例 (渡櫓) によれば壁厚は厚 6 寸であること
3. 城内の類例によれば、基準柱間寸法が 6 尺 (続櫓桁行)、6 尺 3 寸 (良櫓、渡櫓桁行)、6 尺 4 寸 8 分 (月見櫓、渡櫓・続櫓梁間) の 3 種類があること

上記 3 点から、桜御門も壁厚や基準寸法が城内の類例と同じであったと想定すれば、基準柱間寸法と総幅の組合せとして次の 3 種類が考えられた。

$$\text{イ. } 6.0 \text{ 尺} \times 6.5 \text{ 間} + 0.6 \times 2 \text{ (壁厚)} = 40.2 \text{ 尺} < 40.5 \text{ 尺}$$

$$\text{ロ. } 6.3 \text{ 尺} \times 6.0 \text{ 間} + 0.6 \times 2 \text{ (壁厚)} = 39.0 \text{ 尺} < 40.5 \text{ 尺}$$

$$\text{ハ. } 6.48 \text{ 尺} \times 6.0 \text{ 間} + 0.6 \times 2 \text{ (壁厚)} = 40.08 \text{ 尺} < 40.5 \text{ 尺}$$

また、古写真から読み取れる情報を整理すると、出格子の桁行寸法 (A × 3) は、1階の鏡柱～袖柱間寸法とほぼ同じ寸法であることがわかり、礎石遺構での検討より、鏡柱～袖柱真々寸法は 19.44 尺であること、古写真解析の算出値から、出格子の柱間 A=6.48 尺となる。基準柱間寸法は 6.48 尺となり、桁行総幅は前述のハ. の 6.48 尺 × 6.0 間 = 38.88 尺となる。これより、出格子両端から東西石垣両端までは、それぞれ 6.48 尺 × 1.5 間 (=1.5 A) の壁面となり、出格子の取付位置や古

写真に写る軒下の塗籠の腕木位置と、表庇の腕木位置が一致し、内部には柱が想定されること、渡櫓などの事例では腕木間の半間ごとに柱を設けており桜御門でも同様であったと考えられることから、これらの条件を満たす配置として桁行柱間を決定した。

また、古写真を確認すると、檜上屋及び表庇を支える腕木通り真は一致し、これは出格子部に等間隔で割付けた縦格子の隙間から確認できる建物内の柱4箇所と一致する。この柱4本の柱間総長(=B)は、古写真解析の結果から13.8尺(基準柱間6.48尺×2間よりも長く、6.9尺×2間分に相当)となり、これを3等分した寸法(=B×1/3)が格子内の柱間寸法であったと判断した。

②梁間寸法の検討



古写真Eによる割付検討

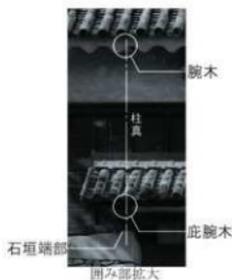


図2-39 古写真による割付検討

桁行方向は6.48尺を基準とした寸法であることから、梁間方向でも同様である可能性が高い。また、渡櫓について、檜の梁間寸法は松平氏以前の生駒時代の石垣のまま使用した結果、6.48尺の2間半分(=16.2尺)を6等分した2.7尺を半間とし柱を配置している。

桜御門の梁間寸法を16.2尺とした場合、梁間側の石垣天端寸法が約18.5尺であるから、壁厚(渡櫓より柱真より6寸厚)を考慮しても矛盾が生じない。また、北側石垣天端に残る赤変した被熱痕や、南側石垣天端の加工痕跡と柱通りが一致することから、梁間の柱間々々総長は16.2尺であると想定した。また、柱の割り付けは渡櫓に準拠して6等分となる2.7尺とし、入口部分は渡櫓出入口の柱間寸法を参考にして、柱間を3.45尺に配置した。

(3) 屋根



図2-40 古写真E 瓦・垂木割検討図



図2-41 軒出検討図

古写真C・Dから各割付寸法を算出した。瓦は古写真Eより、出格子3間分の間に丸瓦が21通りあることから、 $6.48\text{尺} (= 64.8\text{寸}) \times 3\text{間} \div 21 = 9.25\text{寸}$ となり、9寸平瓦を用いた本瓦葺であると判断した。

垂木数は同じく古写真Eにより決定した。出格子3間分の間に15枝垂木が配されていることから、1間を5分割（ $= 1\text{尺}2\text{寸}9\text{分}6\text{厘}$ よりほぼ1尺3寸）であると判断した。

軒出は古写真Cにより決定した。出格子の中心が建物中心であると判断されることから、中心から隅木までの枝数は17.5であることから、ここから建物桁行半分（3間）の枝数を差し引いたものが軒出枝数となる。1間は5枝であるから、

$17.5\text{枝} - 3\text{間} \times 5\text{枝} = 2.5\text{枝}$ 、つまり、半間分である3.24尺であると判断した。

梁間は2間半を5枝で割付けると端数が生じる。城内の類例である渡櫓では、梁間の枝割は桁行の枝割寸法に近似する割付となるよう梁間全体で割付調整していることから、桜御門でもこれに倣うこととし、妻側は（両端軒出+梁間寸法）を全体で18枝に割付け、1枝を1尺2寸6分とした。

棟は古写真や城内類例から判断し、大熨斗2段、肌熨斗1段、菊丸1段、積熨斗1段、片輪塗1段、雨熨斗2段、雁振1段とした。面戸、目地、継手は漆喰塗とし、大熨斗天端には千鳥に小判漆喰があるものと判断した。また、大屋根の丸瓦軒先3枚と、棟際3枚は継手・腹漆喰で目地を押え、鬼は背面に影盛があるものと判断した。

庇は現地では保管されている丸瓦葺足寸法（183mm）や、古写真では丸瓦4枚+熨斗積が出幅と考えられることから、古写真での見え方を参考に勾配5寸とし、妻鯉羽、降棟、隅棟についても古写

【出格子】

出格子は古写真の状況から縦格子は断面が菱形、中段に框を構え、腰は板嵌とし、屋根を含めて全体が木部表しである。屋根は横板2枚に猿頭（押え木）を流した板庇であり、端部は破風板で押え、破風天端に品板を配している。出格子の正面出幅は、発掘された庇丸瓦が効足 183 mm の短い丸瓦であり、軒先より3枚目の位置に出格子の土台が位置することから、檜の側柱真から1.3尺を格子柱真とした。また、現存例である姫路城ヨの渡櫓の出窓板庇、縦格子は彦根城太鼓門を参考とし、古写真に合せた。

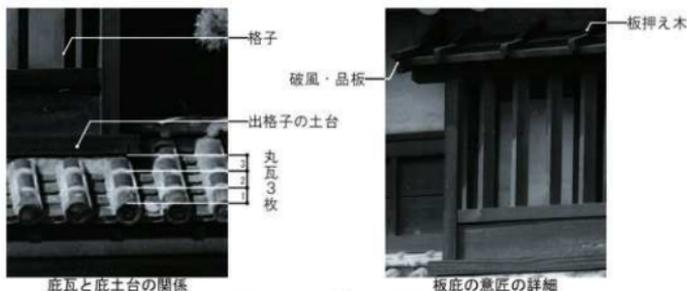
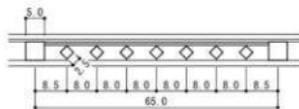
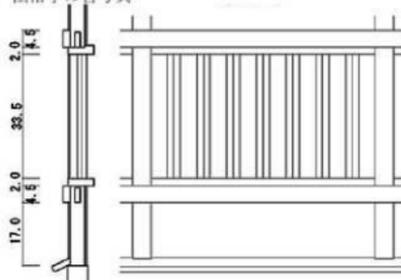


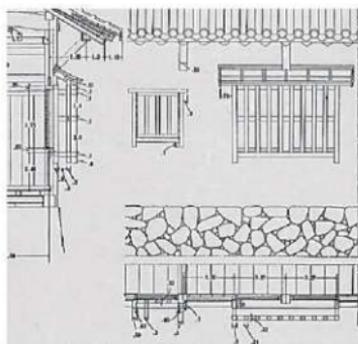
図2-43 出格子の古写真



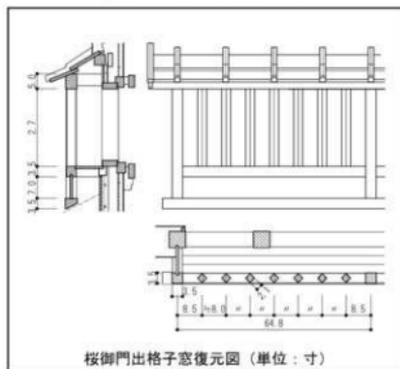
彦根城太鼓門窓平面図 (単位: 寸)



彦根城太鼓門窓立面断面図 (単位: 寸)



姫路城ヨの渡櫓出格子 (単位: 尺)



桜御門出格子窓復元図 (単位: 寸)

『国宝重要文化財姫路城保存修理工事報告書1 (昭和4)』所収

図2-44 他城郭の類例と桜御門出格子復元図

【正面窓】

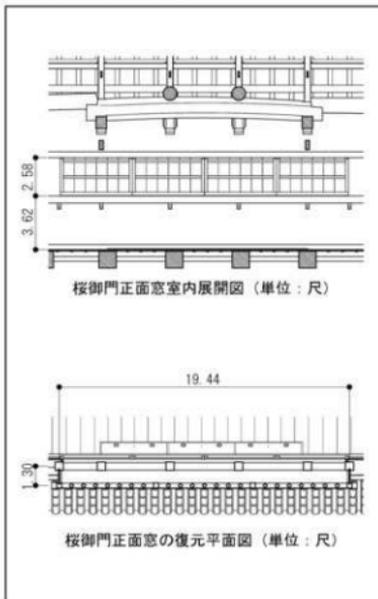
古写真Eにより、出格子内の窓は引違ではなく引戸であると判断した。古写真Eでは、格子の裏側には室内側の柱と引戸の隙間によって黒い影が生じているものと見られるが、1階正面庇を支持する腕木位置から2階室内柱の見当をつけ、生じた隙間で引戸が分割されているとすると、少なくとも4枚以上に分かれることが判明する。城内の櫓の窓戸事例では、いずれも戸だまりを設けず、片引もしくは引分とする場合が大半である。長櫓の2階南面破風の間の窓では、戸溝は1本とし、戸の召し合わせに柱が無いが引分戸としている。桜御門では、開口部の両袖に引分可能な割付を想定し、4枚の引戸（裏白戸）であったと考え、形状は渡櫓のものに倣った。



古写真E 桜御門正面（南面）外観
柱による影が見える

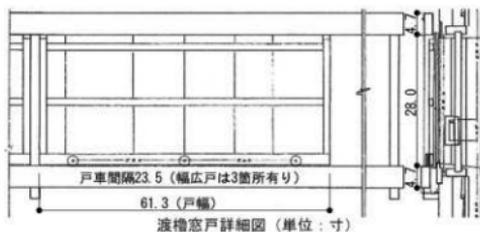


古写真E 窓割付検討図



桜御門正面窓室内展開図（単位：尺）

桜御門正面窓の復元平面図（単位：尺）



渡櫓窓戸詳細図（単位：寸）



長櫓引分戸
（格子は後設の転落防止策）

図2-45 正面窓の検討

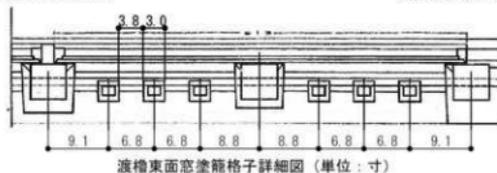
【背面窓】

城内の例では、続櫓・渡櫓ともに城内側にも窓を設ける。ただし、厳密には城門とは機能が異なるため、櫓門における他城の事例を整理した。(表2-7) 総括すると、背面側(城内側)に窓を設けない事例は比較的小数で、大半が城内側にも窓を設けている。一概には言えないが、正面側に設けた開口部とほぼ同様の開口部を背面側に設けるものと、数を抑えて背面側にも設けるものがあるが、どちらの場合でも中央部付近に開口部を設ける傾向がある。これらの状況を考慮し、桜御門の背面では、中央柱間付近の3箇所窓を設けることとし、その意匠については続櫓・渡櫓の窓を参考に塗籠の格子窓及び引戸として整えた。



渡櫓東面窓内観

渡櫓東面窓外観



渡櫓東面窓塗籠格子詳細図(単位:寸)

図2-46 窓の類例

<背面窓の櫓門類事例の配置状況について>

櫓門の現存等事例について背面窓の状況を整理すると、次表のような結果が得られた。

(窓形式の分類 Aタイプ:中央部に集中し、他はなし Bタイプ:中央部に集中し、他にもあり Cタイプ:分散型(等間隔配置等)もしくは中央部を避けて配置)

・背面窓が有る割合(類例全36事例中)

背面窓有り:26例⇒72.2%、背面窓無し:10例⇒27.8%

・背面窓の形状別割合(背面に窓がある類例26事例中)

背面Aタイプ:12例⇒46.1%、背面Bタイプ:6例⇒23.1%、背面Cタイプ:8例⇒30.8%

・正面窓がAタイプの場合の背面窓の形状別割合(背面窓有・正面窓Aタイプの類例12事例中)

背面Aタイプ:7例⇒58.3%、背面Bタイプ:2例⇒16.7%、背面Cタイプ:3例⇒25.0%

背面窓分類記号	窓配置模式図
— : 開口部無し	窓なし
A : 中央部に集中し、他は無し	
B : 中央部に集中し、他にもある	
C : 分散配置、または中央部を避け配置	

図2-47 背面窓の類例の状況表 分類凡例

表2-7 櫓門類事例の窓配置状況(建物名称欄に着色したものは背面にも窓があるもの)

城跡名	場所	建物名	建築年代	規模	開口部の配置状況	備考			
福山城 (松前城)	北海道 松前町	本丸御門	寛永9年 (1632)	門部分 扉部分	前行3間×奥間1間 前行2間×奥間2間	正面 裏面	B A	中央4間4分、奥1間置いて1間置、格子+土戸 扉部分のみ設置無し	
		二の丸御門	慶長18年 (1611)	扉部分	前行2間×奥間2間	裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し、土戸+格子	
		二の丸東門	慶長18年 (1611)	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行6間×奥間2間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し	
		三の丸東門	慶長18年 (1611)	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行6間×奥間2間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し	
弘前城	青森県 弘前市	三の丸南平門	慶長18年 (1611)	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行6間×奥間2間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し	
		三の丸東門	慶長18年 (1611)	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行6間×奥間2間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し	
		北の郭北之門 (亀甲門)	慶長18年 (1611)	門部分 扉部分	前行6間×奥間2間 前行8間×奥間2間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+板戸+明障子 無し	
		田安門	寛永13年 (1636)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行18間×奥間4間	正面 裏面	B	門上部3間7分、格子窓+土戸、北面1間半置いて1間おき に3分、土戸+格子	
江戸城	東京都 千代田区	清水門	万治元年 (1658)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行20間×奥間4間	正面 裏面	A	門上部6間6分、格子窓+土戸 門上部4間6分、格子窓+土戸	
		本丸西門	江戸中期	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行8間×奥間2間	正面 裏面	C	高橋1間半置いて1間おきに3分、土戸+格子 中央3間2分、奥間半置いて半間2分、格子+土戸	
		石川門	天明9年 (1798)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行13間×奥間2間	正面 裏面	C	中央は1間半置いて1間つづつ3分、格子窓+土戸 中央奥、奥1間半置つづつ2分、格子窓+土戸	
		大平門	慶長12年 (1613)	扉部分	前行2間×奥間2間	裏面	B	中央5間2分、格子+板戸+明障子 中央5間2分、格子+板戸+明障子	
小幡城	長野県 小幡市	三の門	明和3年 (1786)	門部分 扉部分	前行3間×奥間1間 前行5間×奥間1間	正面 裏面	A	5間5分、格子+板戸+明障子 中央1間置いて1間2分、板戸+明障子	
		大城門	慶長11年 (1606)	門部分 扉部分	前行3間×奥間1間 前行2間×奥間4間	正面 裏面	A	中央3間3分、裏格子+板戸 格子+板戸、中央2間2分前後	
		天守櫓	慶長11年 (1606)	門部分 扉部分	前行2間×奥間1間 前行22間×奥間4間	正面 裏面	B	中央3間2分、2間1間おきに2分置き、格子+土戸 中央5間2分、1間半置いて1分置き、格子+土戸	
		本丸南門	寛永2~3年 (1625~26)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行3間×奥間2間	正面 裏面	—	無し、(前面)窓を設ける 無し、(後面)窓を設ける	
二条城	京都府 京都市	二の丸大平門	寛永2年 (1625)	門部分 扉部分	前行4間×奥間2間 前行13間×奥間2間	正面 裏面	A	中央5間2分、出格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸、2間おき1間2分、土戸+格子	
		二の丸北大平門	寛永2~3年 (1625~26)	門部分 扉部分	前行4間×奥間2間 前行10間×奥間2間	正面 裏面	B	中央4間4分、出格子+土戸、高1間半置いて1間2分、土 戸+格子 中央4間4分、格子+土戸、1間おき1間2分、土戸+格子	
大坂城	大阪府 大阪市	多門櫓	寛永元年 (1648)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行10間×奥間2間	正面 裏面	B	中央3間2分、半間2間おきに1間3分、格子+土戸+明障子 中央5間2分、格子+土戸+明障子	
			寛永11年 (1636)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行12間×奥間2間	正面 裏面	A	中央3間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸	
和歌山城	和歌山県 和歌山市	南口門	寛和7年 (1521)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行12間×奥間2間	正面 裏面	A	中央5間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸	
		横前門		門部分 扉部分	前行2間×奥間2間 前行2間×奥間2間	正面 裏面	A	中央5間2分、格子+土戸+明障子 中央5間2分、格子+土戸+明障子	
		裏の門		門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行10間×奥間4間	正面 裏面	A	中央3間3分、表書窓、高橋1間1分、花障子、東方2間 1分、出格子	
		心の門	慶長14年 (1609)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行5間×奥間2間	正面 裏面	B	2間-高欄に中央から半間置いて半間2分、格子窓+板戸+明障子 2間-西端から半間置いて半間2分、半間置いて半間1分、格子窓+土戸+明障子 3間-西端から1間置いて半間1分、1間置いて半間2分、格子窓+板戸+明障子	
姫路城	兵庫県 姫路市	との門	寛永11年 (1636)	門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行5間×奥間2間	正面 裏面	A	中央3間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸	
			はの門		門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行4間×奥間2間	正面 裏面	A	中央1間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸
					門部分 扉部分	前行3間×奥間2間 前行10間×奥間2間	正面 裏面	B	中央3間2分、表書窓、高橋1間置いて1間2分、出格子 2間-高欄に中央から半間置いて半間2分、格子窓+板戸+明障子 2間-西端から半間置いて半間2分、半間置いて半間1分、格子窓+土戸+明障子 3間-西端から1間置いて半間1分、1間置いて半間2分、格子窓+板戸+明障子
福山城	広島県 福山市	本丸北詰御門	江戸前期	門部分 扉部分	前行10間×奥間2間	正面 裏面	B	中央3間2分、1間置いて1間置、格子、裏面書窓 無し	
			丸亀城	寛文10年 (1670)	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行12間×奥間2間	正面 裏面	B	高橋半間置いて、土戸、1間半置いて1間、半間置いて半 間、1分、土戸 中央5間2分、土戸
高知城	高知県 高知市	南守門	江戸前期	門部分 扉部分	前行12間×奥間2間 前行12間×奥間2間	正面 裏面	B	中央5間2分、土戸 中央5間2分、高橋1間半置いて1間置の2分、表上板戸+格子 出障子	
		詰門	江戸前期	門部分 扉部分	前行5間×奥間2間 前行4間×奥間2間	正面 裏面	A	中央5間2分、出格子+土戸 無し	
		松山城	安徳氏 松山市	江戸末期	門部分 扉部分	前行2間×奥間1間 前行3間×奥間1間	正面 裏面	C	中央2間2分、1間置いて1間置、出格子+土戸 中央2間2分、土戸+格子
		内門	江戸末期	門部分 扉部分	前行2間×奥間1間 前行5間×奥間1間	正面 裏面	A	中央4間4分、出格子+土戸、高1間半置いて1間2分、土 戸+格子 中央4間4分(半間2分×2)、格子+土戸 1間おきに1間2分×2分	
徳島城	徳島県 徳島市	退守門	享和元年 (1801)	門部分 扉部分	前行12間×奥間4間 前行2間×奥間2間	正面 裏面	C	1間おきに1間2分×4分 中央5間2分、格子+土戸	
		都下門	享和2年 (1802)	門部分 扉部分	前行3間×奥間1間 前行10間×奥間2間	正面 裏面	C	中央5間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸	
		詰門	享和2年 (1802)	門部分 扉部分	前行5間×奥間4間 前行10間×奥間3間	正面 裏面	C	中央5間2分、格子+土戸 中央5間2分、格子+土戸	
		裏詰門	享和3年 (1803)	門部分 扉部分	前行2間×奥間2間 前行3間×奥間2間	正面 裏面	A	半間2分、板戸+格子+明障子 半間2分、板戸+格子+明障子	
佐賀城	佐賀県 佐賀市	詰門	天明7年 (1806)	門部分 扉部分	前行15間×奥間1間 前行15間×奥間2間	正面 裏面	C	1間-格子窓+土戸 2間-1間おきに1間2分、土戸 中央5間2分、土戸 2間-1間おきに1間2分、土戸	
			石3間3分、表上板戸+格子+明障子 中央2間2分、表上板戸+格子+明障子						
熊本城	熊本県 熊本市	平御門	寛政2年 (1846)	門部分 扉部分	前行12間×奥間1間 前行12間×奥間2間	正面 裏面	A	中央2間2分、表上板戸+格子+明障子 格子+土戸	
			格子+土戸						

【出入口】

桜御門は両脇に接続した多開櫓より出入りしていたものと考えられるが、明治中期以降には多開櫓は撤去されたため、古写真の年代には新たに出入口が整備されていた可能性がある。聞き取り調査によれば、当時は西側表面から出入りし、東側の出入口有無は不明で、北側（桁行面）には出入口がなかったことが明らかとなっている。絵図によれば（図2-23）、多開櫓と桜御門は線引・色分けされるなどして明確に区分されていることから、壁や戸口によって一定の仕切りが存在した可能性が高い。現存する続櫓から月見櫓に至る出入口は、出入口用（片引裏白大戸）に柱を1本配さない計画として間口を広く確保しているが、桜御門でもこのような内戸が存在し、多開櫓撤去後も活用していた可能性が高いと考えられる。

以上より、両妻面には出入口を設け、出入口の形式については渡櫓側面の出入口を参考とし、開口部の柱間を3尺4寸5分に広げ、片引戸を設けた。

（5）内装

聞き取り（床は板張りであった、天井を張っていたかどうかは記憶にない）や城内類例建物の状況より床は板張とし、天井は無かったものと判断した。

壁は城内の類例（続櫓・渡櫓）より、城外側桁行面を大壁とし、両妻及び城内側桁行面は真壁とした。

（6）金物・1階建具等

各金物は古写真及び類例の水手御門・渡櫓を参考として計画した（後に、工事施工段階において、飾金物の意匠について、旭門の形状を参考にした。）。門の扉は縦板張りであることから、水手御門と同じく横棧の形式であり、建具吊元となる鏡柱上部には各2個の唄金物があることから、吊元の形式についても水手御門同様の肘壺金物であったと判断した。水手御門の扉内側には斜材が設けてあるが、これは昭和修理時で建具垂下防止の観点から整備されたものであるため、桜御門では斜材は復元しなかった。

第3項 古写真を用いた単写真解析による桜御門復元寸法の検証

古写真と現存している石垣の測量データを基に、桜御門の外形寸法等を算出し、復元のための基礎的資料とした。

【準備】

①解析写真の選定

解析に際しては可能な限り解析に適した条件の写真を選定した。解析に適するかどうかの判断基準となる諸条件を以下に挙げる。これらにより候補写真の中から最適なものを選定した。

・解像度・写真の歪み・写真の傷み・評定点の数と位置・あおり撮影の有無

※あおり撮影については、光軸とフィルム面が平行でないため「写真解析法」が適用できない。あおりにより、中心から離れるに連れて影響が見られ、周辺部などは非常に大きな誤差が生じる。焼失前に撮影された2葉(D,E)の古写真は極めて精細な解像度であるが、あおり撮影を行っているため解析には利用できなかった。

【古写真選定経過について】

・古写真A：やや高解像度，あおり有 → ×

・古写真B：やや低解像度，あおり無 → ○

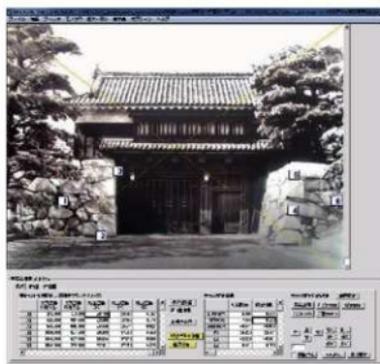
・古写真D、E：高解像度，あおり有 → ×

②評定点の抽出

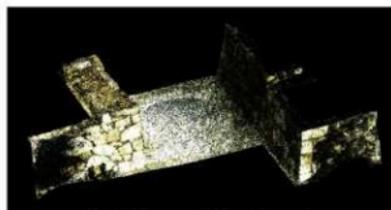
解析には6点以上の評定点が必要となる。また、写真中の描写が明確であり、現在でも当時の形状のまま残っている箇所を選定する必要がある。解析精度を向上させるため、評定点はなるべく広範囲に広がった位置を設定するよう努めた。

③3Dレーザ計測

単写真解析の精度向上のために、写真に写っている地点の土地形状を3Dレーザ計測により3次元情報（3次元座標）として取得し、解析に利用した。



単写真解析の評定点（6点）



現地で取得した三次元点群データ



推定カメラ位置から見た点群データ

図2-48 古写真単写真解析

＜単写真解析＞

1枚の写真の中に写された6点以上の基準点に成り立つ共線条件を用いて、写真と撮影したカメラの位置及びカメラの傾きを求め、古写真の座標系(x, y)と地上座標系(X, Y, Z)の間の関係を確立させた。カメラ位置と写真との射影関係が確立させ、評価面を定義することにより任意地点について、写真ピクセルに対応する地上座標(x, y, z)を取得して座標を求めた。

①カメラ位置の推定

- ・古写真とカメラとの空間関係(カメラ位置、カメラ回転角、焦点距離)を推定した。
- ・現状の石垣と古写真の比較検証から適切な標定点として6点を設定し、古写真Bのカメラ位置を推定した。
- ・標定点は現存する石垣面に設定し、3Dレーザ計測によって得られた3次元座標から求めた。

②評価面設定

単写真解析により、建造物の高さ・寸法などを解析するために評価面を設定した。解析では復元図を元に評価面の設定を行った。

③解析寸法の検討

- ・櫓門の高さ寸法の検討

棟の高さ / 軒平瓦高さ、外壁大壁漆喰面の高さ / 下見板下端の高さ、冠木高さ / 格子腰壁高さ、庇平瓦高さ

- ・櫓門の幅寸法の検討

鏡柱内法寸法 / 出格子の真々幅、庇平瓦全幅 / 下見板全長

- ・屋根勾配と瓦寸法の検討

大屋根勾配 / 大屋根瓦寸法、庇屋根勾配 / 庇瓦勾配

古写真A、D、Eはあおり撮影が行われており、垂直方向の補正を行っている写真であると判断されたため、より少ない誤差での検証が可能となる古写真Bで解析を行っ

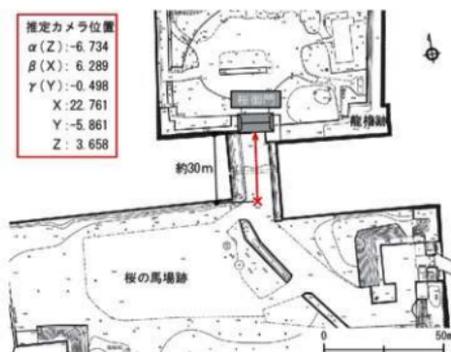


図2-49 古写真単写真解析

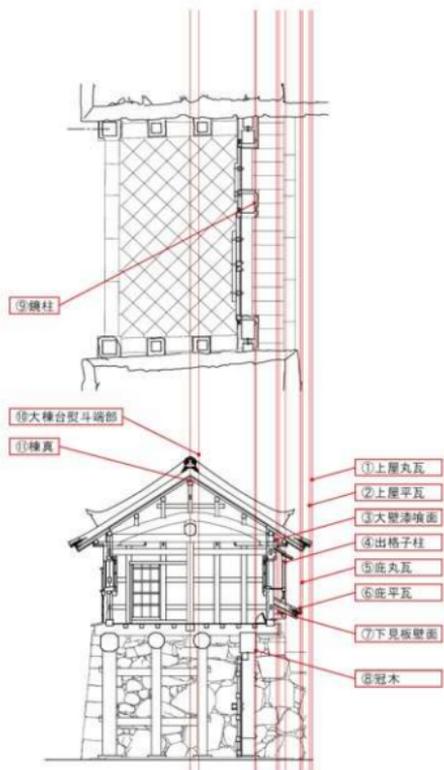


図2-50 古写真単写真解析

表2-8 幅寸法解析値

た。写真解析の精度は現存する礎石上面の標高や現存する石垣の座標から誤差は50mm程度が想定された。写真解析により判明した高さ関係の寸法値と復元寸法値を比較し、寸法値に開きが生じている箇所については復元図を適宜調整し、解析値の近似値となるよう調整したが、柱位置など礎石天端の錆から柱位置や寸法が明確にわかるもの(例:袖柱の見附幅等)は遺構から読み取れる情報を優先させた。

点間距離	算出値	復元寸法	差	備考
27-29	5.844	5.891	-0.047	棒子真々寸法
40-41	12.264	12.297	-0.033	下見板全長
33-39	9.337	9.301	0.036	底金板
48-49	0.576	0.566	0.010	石垣→欄柱側面
49-50	0.595	0.594	0.001	欄柱定
50-51	3.264	3.267	-0.003	門礎
51-52	0.598	0.594	0.004	欄柱石
57-58	0.615	0.594	0.021	
平均	0.807	0.594	0.013	
52-53	1.523	1.529	-0.006	欄戸開口幅
58-59	1.502	1.529	-0.027	
平均	1.513	1.529	-0.016	
53-54	0.445	0.409	0.036	棒柱
59-60	0.425	0.409	0.016	
平均	0.435	0.409	0.026	

※単位:mm

表2-9 高さ寸法解析値

経緯点	X	Y	Z	実測値	備考	経緯点	X	Y	Z	実測値	備考	経緯点	X	Y	Z	実測値	備考
棟高(各層)	1	21.688	28.415	11.719	9.189	下	22	21.012	23.841	8.263	9.730	下	40	20.934	23.773	6.367	8.837
	2	22.919	29.269	11.690	9.163	下	23	22.020	23.662	8.274	9.744	下	41	23.113	23.330	7.172	4.642
	3	24.652	29.064	11.699	9.169	下	24	23.991	23.467	8.276	9.746	下	42	23.342	24.205	6.394	3.764
	4	26.582	25.835	11.685	9.155	上	25	25.998	22.776	8.287	9.757	下	43	24.424	24.077	6.281	3.750
	5	27.028	25.782	11.674	9.144	上	26	30.582	22.706	8.300	9.770	下	44	25.734	23.862	6.295	3.765
	6	27.410	25.737	11.671	9.141	上	平均	平均	8.290	9.750	下	45	26.923	23.780	6.290	3.750	
	7	27.813	25.689	11.672	9.142	上	27	23.965	23.220	7.838	9.108	上	46	28.378	23.608	6.292	3.750
	8	29.447	25.495	11.689	9.159	上	28	26.985	22.869	7.840	9.110	上	47	29.765	23.444	6.277	3.747
	9	30.517	25.389	11.696	9.158	上	29	29.798	22.532	7.859	9.129	上	平均	平均	6.285	3.750	
	10	32.022	26.376	12.383	9.833	上	平均	平均	7.846	9.118	上						
上層軒高	11	22.005	22.320	9.052	6.522	上	30	23.925	23.229	7.183	4.653	上	48	23.180	24.389	6.857	3.121
	12	22.760	22.630	9.040	6.518	上	31	26.986	22.885	7.188	4.658	上	49	23.752	24.201	6.654	3.124
	13	23.536	22.538	9.071	6.541	上	32	29.900	22.530	7.198	4.668	上	50	24.343	24.131	6.642	3.112
	14	24.299	22.448	9.078	6.545	上	33	32.900	22.180	7.198	4.668	上	51	27.584	23.747	6.662	3.130
	15	25.101	22.353	9.085	6.550	上	平均	平均	7.190	4.660	上	52	28.178	23.877	6.656	3.126	
	16	25.904	22.258	9.079	6.549	上	34	30.132	22.445	6.662	3.130	上	53	29.890	23.497	6.661	3.131
	17	26.719	22.161	9.075	6.545	上	35	32.960	22.347	6.667	3.127	上	54	30.132	23.445	6.662	3.130
	18	27.543	22.064	9.072	6.542	上	平均	平均	6.668	3.128	上	55	30.960	23.347	6.667	3.127	
	19	28.340	21.969	9.061	6.551	上	33	22.260	22.890	6.792	4.262	上	56	33.383	24.245	2.538	-0.002
	20	29.147	21.873	9.058	6.529	上	34	23.743	22.696	6.819	4.289	上	57	37.526	23.734	2.534	0.004
21	29.962	21.777	9.053	6.523	上	35	25.205	22.523	6.787	4.257	上	58	28.137	23.681	2.534	0.004	
						36	26.914	22.321	6.781	4.251	上	59	29.629	23.555	2.521	0.001	
						37	28.698	22.109	6.802	4.272	上	60	30.051	23.455	2.537	0.007	
						38	30.178	21.834	6.804	4.274	上	61	30.540	23.397	2.538	0.028	
						39	31.440	21.602	6.830	4.300	上	平均	平均	2.537	0.007		
						平均	平均	6.802	4.272	上							



図2-51 板御門評定点位置

高松城の遺構

築城時期（天正 18 年(1590)）
築城の資料等に資する。
遺構を含む「高松」の地図。

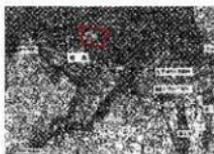


図 1-1 高松城跡の遺構（高松市教育委員会提供）

丸内堀

築城時期（天正 18 年(1590)～寛永 17 年(1640)）
天正 18 年(1590)築城開始。
丸内堀の築城構造は遺構を参照。
高松城跡の復元が前提。



図 1-4 『高松城跡丸内堀発見紀要』(高松市教育委員会提供)

丸平内堀

築城時期（寛永 19 年(1642)～寛永 38 年(1661)）
ほぼ築城開始後に築城開始。
丸の内堀に併設される。
丸の内堀の遺構。



図 1-5 『丸内堀跡跡地調査』(高松市教育委員会提供)

丸平内堀跡の遺構

(寛文 11 年(1721)～17 年(1746))
丸の内、丸の内人の跡地。(高松)
丸の内跡地の西側一帯。『高松』
の図面を参照。
丸の内跡地の遺構の復元。



図 1-6 『高松城跡丸内堀跡地調査』(高松市教育委員会提供)

丸の内堀跡の遺構

丸の内跡地の遺構。
丸の内跡地の遺構の復元。
丸の内跡地の遺構の復元。



図 1-7 『丸内堀跡跡地調査』(高松市教育委員会提供)

丸の内堀跡の遺構

丸の内跡地の遺構。
丸の内跡地の遺構の復元。
丸の内跡地の遺構の復元。

丸の内堀跡	丸の内堀跡
丸の内堀跡	丸の内堀跡



図 1-8 丸の内堀跡の遺構

1. 2 砲撃門の復元

砲撃門は砲の発射と、砲台を一つで主要な砲撃に特化した、砲撃専用の門に併設して門を閉じた門と想定される。『高松城跡丸内堀発見紀要』(高松市教育委員会提供)に記述されている通り、砲撃門の遺構は丸の内堀跡地の遺構を参照して復元される。

門の構造から推定される砲撃門の構造としては、寛永 4 年(1627)の『高松城跡丸内堀発見紀要』(高松市教育委員会提供)に記述されている通り、砲撃門の構造は丸の内堀跡地の遺構を参照して復元される。『高松城跡丸内堀発見紀要』(高松市教育委員会提供)に記述されている通り、砲撃門の構造は丸の内堀跡地の遺構を参照して復元される。

『高松城跡丸内堀発見紀要』(高松市教育委員会提供)に記述されている通り、砲撃門の構造は丸の内堀跡地の遺構を参照して復元される。

砲撃門の遺構

寛永 4 年(1627)
砲撃門の遺構の復元。
砲撃門の遺構の復元。



図 1-9 『丸内堀跡跡地調査』(高松市教育委員会提供)

寛永 2 年(1625)～27 年(1650)
丸の内堀跡地の遺構の復元。
丸の内堀跡地の遺構の復元。



図 1-10 『丸内堀跡跡地調査』(高松市教育委員会提供)

1640 年(1642)
丸の内堀跡地の遺構の復元。
丸の内堀跡地の遺構の復元。



図 1-11 『丸内堀跡跡地調査』(高松市教育委員会提供)

- ア 形式 砲門
- イ 構造 土・石造り 2 階
- ウ 階数 1 階
- エ 形状 長方形
- オ 構造 土・石造り 2 階

丸の内堀跡地の遺構の復元

図 2-53 復元検討委員会提出資料(1 回目)②

1.3 復元過程等→復元調査結果に基づく復元推察

1. 東西石段の状況

- ・東西石段は階段による門の陥没で生じた変形跡が残存している。(図録非掲載)
- ・東西石段天端に土留残存があり、石段の構造面が現存していると判断される。(図録非掲載)

2. 門の構造に関する所見

- ・東西石段では、天端の石段に直線的な構造物及びノミ打ちによる天端調整の痕跡があり、門の構造面材(土留)の位置が推定できる。(図録非掲載)
- ・東西石段の天端で門の構造面材の位置を確認した。上記の推察も踏まえ、石段天端に直線的な構造物の存在が推定されたと考えられる。また、東西石段に土留が、天端には土留の構造で、土留した天端で基礎を支える構造であったことが判明する。

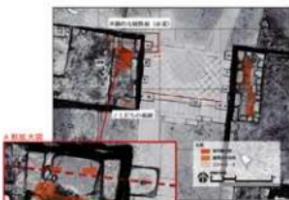


図2-4 石段天端状況の推察

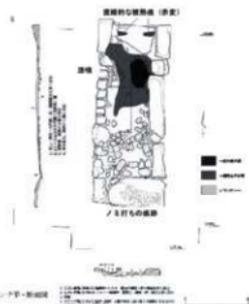


図2-5 西側石段ノミ打ち・断面図

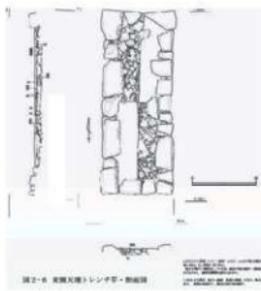


図2-6 東側天端ノミ打ち・断面図

13

2. 古写真→一次→昭和前期に撮影された古写真7枚(西口側建物の多層構造古写真1枚)

2.1 幕府門(7枚の古写真)

幕府門を撮影した古写真は7枚存在する。古写真Aと古写真Bは「ずれ」も認められる範囲から撮影された。古写真Aは図2-14の門の奥に設置された土留壁の傾斜と基礎の支持材が写り、古写真Bでは門扉の構造が確認できる。AとC、BとD-Fはそれぞれ別の撮影時期と見られる。



写真2-12 古写真A(撮影：天保14年(明治前期)の複製(複製元不明))



写真2-14 古写真C(昭和前期(昭和前期)の複製(複製元不明))



写真2-13 古写真D(撮影：第二次世界大戦前(昭和前期)の複製(複製元不明))



写真2-15 古写真E(昭和前期(昭和前期)の複製(複製元不明))

14

図2-58 復元検討委員会提出資料(1回目)⑦



写真2-18 写真資料①(写真1、文化庁蔵)



写真2-17 写真資料②(撮影: 第一高等学校(現)・国史院蔵)



写真2-19 写真資料③(撮影: 第一高等学校(現)・国史院蔵)

表2 天守と多摩塔(ケンブリッジ大学図書館蔵)

写真の撮影は総門の内側(左側)であり、写真の右下の欄干が写り、総門の内側に存在した多摩塔の瓦葺い屋根が写っていることがわかる。多摩塔の石塔は、現状上の位置から、その位置に設置されかねて瓦に変わっていることが判明している。



写真2-18 写真資料④(ケンブリッジ大学図書館蔵(複製)による写真)

【写真の撮影時期について】

写真の撮影時期を推定するため、写真の撮影の方向を調査を行った。写真本人が説明がなされていない。また、この写真は、現存する他の写真が写っている場所と一致している。



写真2-19 石塔の位置

3. 総門

3-1 総門の構造

この門は総門の構造を踏襲しているが、そのうちも瓦葺い屋根の瓦葺い部分もその部分もその部分である。これらの部分に瓦葺い部分による瓦葺い部分もその部分もその部分である。

3-1-1 『高松城下図説』(徳川義直メモリアルム蔵)

この図説によると、1619年の高松城下図説に描かれたこの門は、その部分もその部分もその部分である。

この図説によると、1619年の高松城下図説に描かれたこの門は、その部分もその部分もその部分である。



図2-18 『高松城下図説』(徳川義直メモリアルム蔵)



図2-19 高松城下図説(徳川義直メモリアルム蔵)



図2-20 高松城下図説(徳川義直メモリアルム蔵)



図2-21 石塔(石塔?)



図2-22 石塔(石塔?)

この門は、その部分もその部分もその部分である。この門は、その部分もその部分もその部分である。

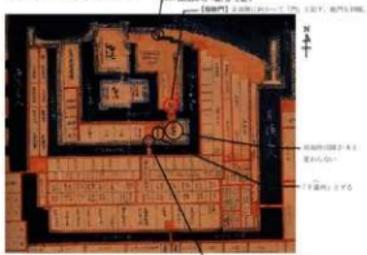


図2-23 『高松城下図説』(徳川義直メモリアルム蔵)

図2-59 復元検討委員会提出資料(1回目)⑧

5 既築建物

5-1 既築建物の選別理由

既築の中核を形成している二二之太石建群、納庫、経典、水子御門を中心とした築城之丸法築りに沿った石垣、土塀、櫓門等の建群、各社に付属する土塀、土垣、土蔵、建群などの規模や軸組と土法築の柱、梁と土法築の礎石等が数多く存在するものとして選別される為である。

5-2 既築建物の概要

- A 二二之太石建群
 - 一 三層、納庫、二重瓦葺入母屋造、木瓦葺、軒行33.8×間取33.8尺(一階)、建群4年(1974)竣工、既築4年(1974)年中修繕
 - 二 二二之太石建群
 - 一 二層瓦葺造、半葺瓦葺入母屋造、木瓦葺、軒行4.0尺、間取4.0尺、軒行36.0×間取16.2尺
 - 二 二二之太石建群
 - 一 二層瓦葺造、半葺瓦葺入母屋造、木瓦葺、軒行4.0尺、間取4.0尺、軒行36.3×間取16.2尺
 - 二 二層瓦葺造、半葺瓦葺入母屋造、木瓦葺、軒行4.3×間取4.3尺
 - 三 二層瓦葺造、半葺瓦葺入母屋造、木瓦葺、軒行4.0尺、間取4.0尺、軒行33.3×間取16.2尺、建群5年(1977)竣工、以後の修理記録は存在せず

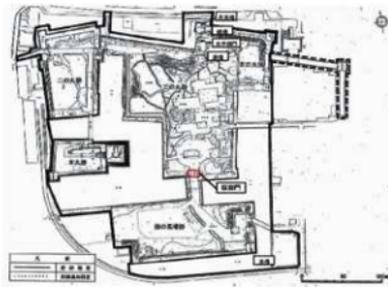


図2-20 支那高台城跡平面図



写真2-21 三層瓦葺造、納庫、水子御門、西塀



写真2-22 三層瓦葺造の正面

21

5-3 既築建物中心部掘削した内容

A 柱間寸法の検討

- 瓦葺造・・・6.0尺、海障の正面に設置する格式1階、天守之柱と瓦葺造の柱
- 納庫・・・軒行4.0尺(半間取2.0尺)、間取4.0尺(柱2尺×6.0尺×2.5間)
- 土蔵・・・軒行4.0尺(半間取2.0尺)、間取4.0尺(柱2尺×6.0尺×2.5間)
- 土蔵・・・6.2尺、かつて瓦葺造の柱(梁)に設置し、再び柱間取寸法

既築の中核部は柱生駒時に掘削された石垣を利用して、築群の中心部は柱生駒時に掘削された土塀であると考えられる。掘削は従来の掘削より、既築の中核部は柱生駒時に掘削された土塀を利用して掘削したことが確認されたこととされている。掘削は従来の掘削より、既築の中核部は柱生駒時に掘削された土塀を利用して掘削したことが確認されたこととされている。

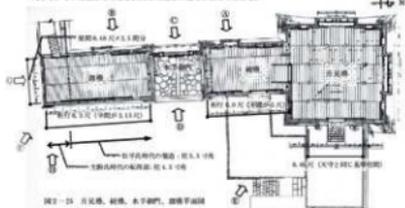


図2-23 月見櫓、納庫、水子御門、二二之太石建群

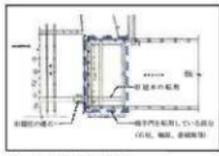


図2-24 水子門遺構の平面図(断面)



図2-25 納庫の平面図



図2-62 復元検討委員会提出資料(1回目)①

22

B 復元位置と建築の検討

復元門の位置(向き)も事例によらず、大門地区土堀の古土蔵跡とほぼ同じ方向を敷地を貫通しており、南東1階部分に半室(一室)を配置していることと相対する。幅巾も事例とほぼ一致し、南半部分の幅巾は約10mを全長としていることから、両者の対応が図られている可能性が高い。このことから、大門土堀写真等の調査を参考にしつつ、建築・景観について以下を基本原則の方向を提案する。



写真28-1 本半部分の内部(正面)

写真28-2 本半部分の内部(入口側面)

写真28-3 本半部分の内部(上段)

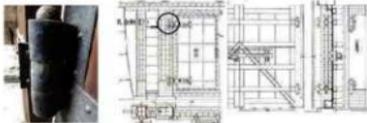


写真29-1 大門の平面図

図2-29 本半部分の断面・断面図

C 基礎、土台、小屋根、屋根など架構の検討

本築構内に現存する築物の柱間軸線位置、透視平面および断面を参照して検討し、当該の特色と見なす。また、結構・架構では、現地に遺する内蔵について工夫を凝らし、当該の特色と見なすよう設計が求められる。



写真2-30 透視平面(正面、東側) 写真2-31 透視平面(側面)



図2-32 透視平面図

図2-32 透視断面図

同様の小屋根は一般的に軒組とせず、軒引の軒組を設けて土壁の厚みを削ぎ、土間に固定して軒や風雨に壁を架ける形式を採用している。これらの形式は土台等の基礎構造等についてはCGI、現存する柱間軸線位置を参考に形式を決定する。

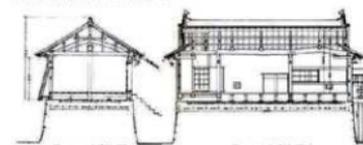


図2-33 透視断面図

図2-33 透視平面図



写真2-34 透視平面(側面)

写真2-35 透視平面(正面)

第3章 史跡高松城跡御門 復元計画

1 復元計画の概要

1-1 復元計画の概要

- ＜敷地方針＞
 - ・「基本計画」に基づき、以下の方針に配慮する
 - ・「敷地計画」(市人の生活に資する)と、また土台を築く機能を有した構造物であり、史跡高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観・景観を有するものとする。
 - ・現存する築物(人工石半部分)の表向きとして利用される構造物であり、景観・景観・景観を有するものとする。
 - ・「敷地計画」上の機能を併せ持つこととし、高松文化財館との間に高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観を有するものとする。また、敷地計画(景観・景観)の再評価を行うことが望ましい。
- ＜整備方針＞
 - ・計画24年時点とする。敷地は、昭和18年に御門を申請したときから、この当時の設計資料に基づき、当時の高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観・景観を有するものとする。また、敷地計画(景観・景観)の再評価を行うことが望ましい。

1-2 主要な検討事項

高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観・景観を有するものとする。また、敷地計画(景観・景観)の再評価を行うことが望ましい。

- ① 石積の構造
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
- ② 石積の整備方針
 - ・平成27年度策定「史跡高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観・景観を有するものとする。また、敷地計画(景観・景観)の再評価を行うことが望ましい。
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)
 - ・築石の選定(石の大きさ、形状、色など)



写真3-1 西側石積

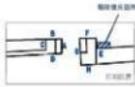


図3-2 石積構造

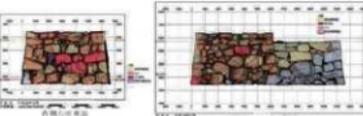
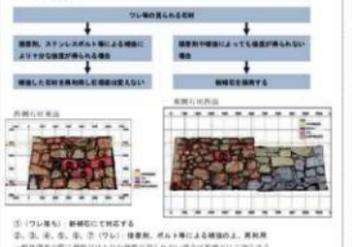


写真3-3-1 西側石積

写真3-3-2 東側石積

図3-3 築物状況と解体後復元計画



- ③ (ワレモノ) 敷物に付随する
 - ・築物、システムを基本とし、土台を築く
 - ・築物や敷地計画に基づいて築物計画を決定する
 - ・築物計画を決定する

1-3 整備方針

高松城跡(御門)の歴史・文化・景観・景観・景観を有するものとする。また、敷地計画(景観・景観)の再評価を行うことが望ましい。

図2-63 復元検討委員会提出資料(1回目)②

2. 玄関門復元検討

2. 1 建物構造・設計等の復元検討

2. 1-1 一般事項

- 一般事項は、調査する建物の復元手段により結構、異なる可能性がある。
- 玄関の復元は「玄関門門」では、復元手段を基本として現場から各都府県で各都府県で決定している。玄関門でも同様の検査を想定し、実施後から設計までを決定した。

<玄関門の寸法図解図>

柱間 16.8尺 × 2/15 → 1.4尺(復元後高さ)
 柱間 14.7尺 × 2/15 → 8.15尺(復元後高さ)
 また、1.4尺 × 13 → 1.89尺 → 1.27尺として
 1.17尺 × 2/15 → 16.13尺(復元後高さ)
 1.17尺 × 2/15 → 1.34尺(復元後高さ)
 また、1.4尺 × 13 → 1.89尺 → 1.27尺として
 1.17尺 × 2/15 → 8.15尺(復元後高さ)
 1.17尺 × 2/15 → 1.34尺(復元後高さ)

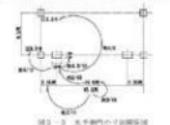


図2-2 玄関門の寸法図解図

<玄関門の寸法図解図>

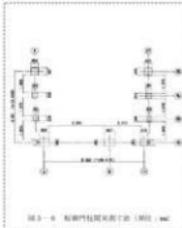


図2-3 玄関門柱間寸法図(単位: cm)

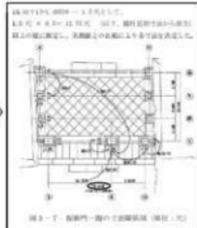


図2-4 玄関門一階の寸法図解図(単位: cm)

表2-3 柱間寸法、断面寸法及び決定寸法

No.	項目	実測寸法 (mm)		決定寸法	
		1階	2階	1階	2階
1	柱間	4000	3970	3970	3970
2	断面	1020	1010	1010	1010
3	1-1 断面	4120	4090	4090	4090
4	断面	3010	2980	2980	2980
5	2-2 断面	2090	2060	2060	2060
6	断面	2080	2050	2050	2050
7	1-2 断面	3010	2980	2980	2980
8	断面	4120	4090	4090	4090
9	1-3 断面	4120	4090	4090	4090

表2-4 柱間寸法、断面寸法及び決定寸法

No.	項目	実測寸法 (mm)		決定寸法	
		1階	2階	1階	2階
1	柱間	4000	3970	3970	3970
2	断面	1020	1010	1010	1010
3	1-1 断面	4120	4090	4090	4090
4	断面	3010	2980	2980	2980
5	2-2 断面	2090	2060	2060	2060
6	断面	2080	2050	2050	2050
7	1-2 断面	3010	2980	2980	2980
8	断面	4120	4090	4090	4090

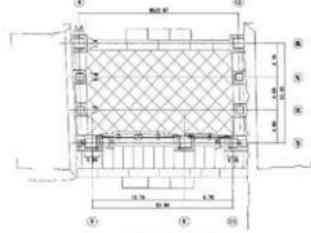


図2-5 玄関門一階の寸法図解図(単位: cm)

2. 1-2 二階平面

A 二階平面の寸法

表2-5 二階平面における実測寸法

項目	実測寸法 (mm)	決定寸法 (mm)	備考
1 柱間	4000	3970	柱間寸法
2 断面	1020	1010	断面寸法
3 1-1 断面	4120	4090	1-1 断面寸法
4 断面	3010	2980	断面寸法
5 2-2 断面	2090	2060	2-2 断面寸法
6 断面	2080	2050	断面寸法
7 1-2 断面	3010	2980	1-2 断面寸法
8 断面	4120	4090	断面寸法

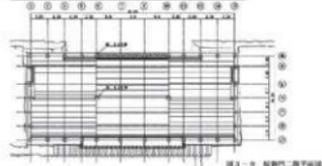


図2-6 二階平面図

B 二階平面の検討

表2-6 二階平面の検討

1. 柱間寸法は、実測寸法より10mm短く、断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。
2. 断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。
3. 柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。
4. 断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。
5. 柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。
6. 断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。

また、表2-6の寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。

柱間寸法、断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。



図2-7 玄関門一階の寸法図解図(単位: cm)

柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。柱間寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。断面寸法は、実測寸法より10mm短く決定すること。

図2-65 復元検討委員会提出資料(1回目)④

・石垣（東側）

石垣
江戸時代の遺構を推定する。

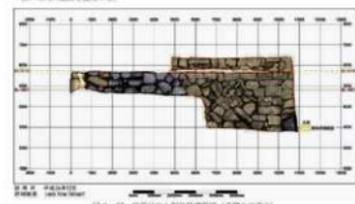


図2-37 堀内段石土留付石垣断面図（東側石垣東面）

・石垣

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。

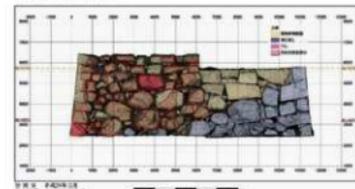


図2-38 堀内段石土留付石垣断面図（東側石垣西面）

・石垣

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。

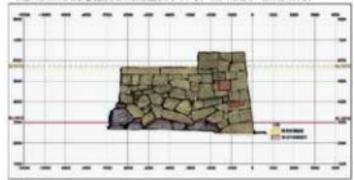


図2-39 堀内段石土留付石垣断面図（東側石垣東面）

・石垣

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。

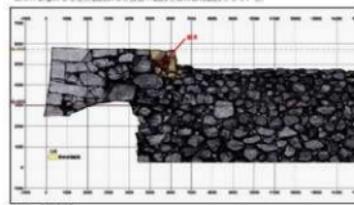


図2-40 堀内段石土留付石垣断面図（東側石垣西面）

37

5 防災計画

5.1 警報計画

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。



図2-41 堀内段石土留付石垣断面図

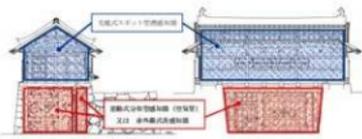


図2-42 堀内段石土留付石垣断面図

5.2 消火設備

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。



図2-43 堀内段石土留付石垣断面図

5.3 警報計画の進行

堀内段石土留付石垣の断面図より、石垣の石の大きさ、層の厚さ、層の厚さが読み取れる。また、石垣の基礎部分も断面図に示されている。

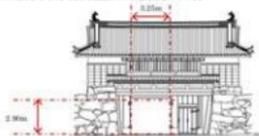


図2-44 堀内段石土留付石垣断面図

38

図2-70 復元検討委員会提出資料（1回目）⑬

6. 復元設計図

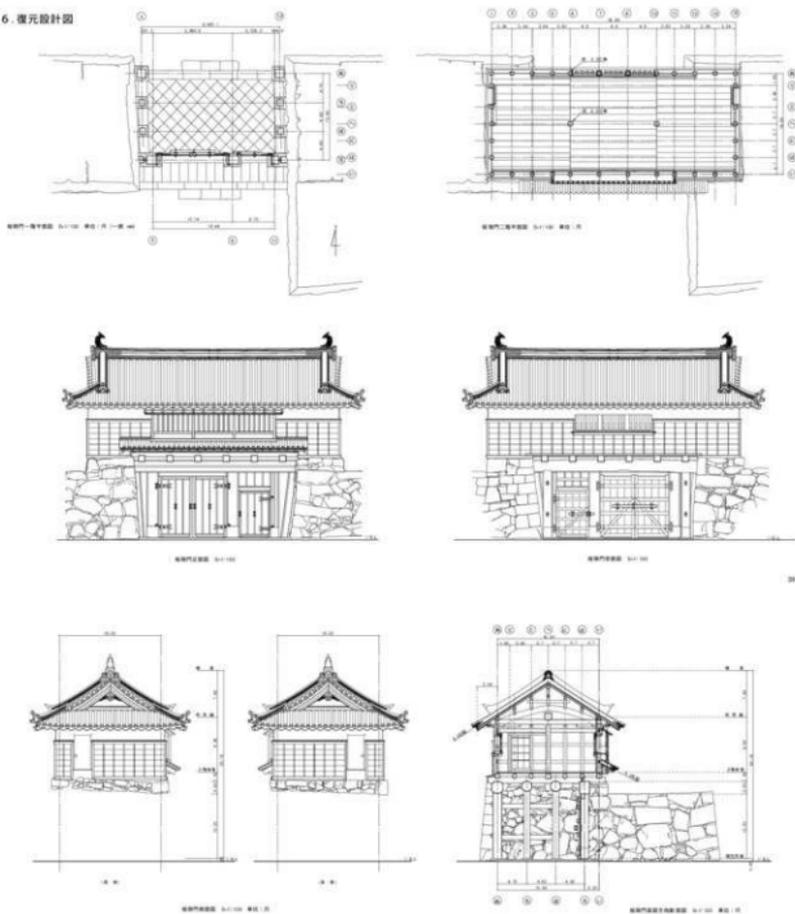
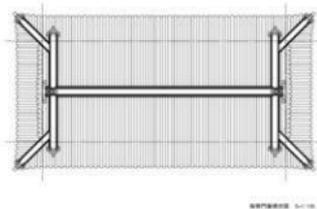
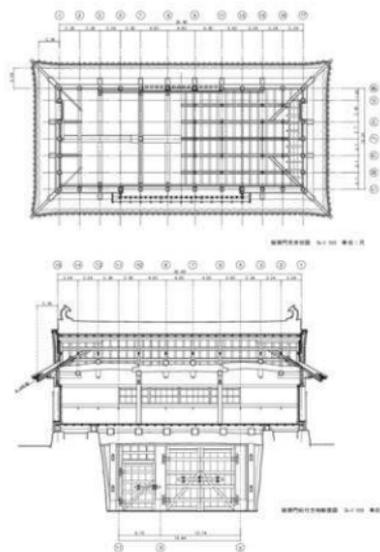


図2-71 復元検討委員会提出資料(1回目)㉔



41

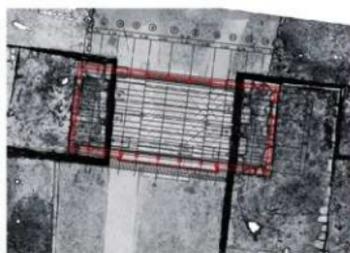
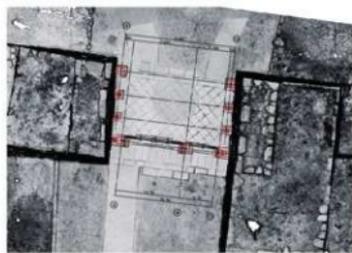


図 2-72 復元検討委員会提出資料(1回目)㊸

【写真】 復元面の様子

- 1) 巻取面の状況
- 2) 巻取面の状況

ポーチング調査結果から巻取面下の状態はない

巻取面と土壌の間隙は、1層目以上を掘ると、2層の東側部分に土留め杭が埋め込まれていることが、探検時の観察結果と一致する。巻取面の状態を考えると、周辺地盤の状況を確認しておく必要がある。そこで、巻取面より直下で実施したポーチング調査結果（掘り出し物）があるが、これによって探検時の巻取面の状態が分かってきた。また、掘り出し物の中には、巻取面下の地盤に埋め込まれた、その下より土留め杭の先端部が確認され、巻取面より直下で掘り出された土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、巻取面より直下で掘り出された土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、巻取面より直下で掘り出された土留め杭の先端部が確認された。

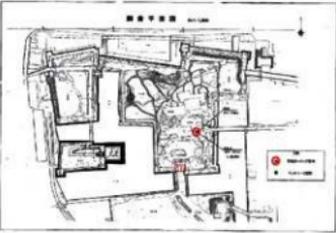


図2-71 ポーチング調査結果図（平成19年11月実施）

- 3) 巻取面の状況

打撃検査により巻取面の状態を確認、門前土留めの状態の調査はない

1層目及び2層目の間隙は、掘り出し物によって、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

2) 巻取面下の地盤の状況

門前土留めの状態により確認されており、巻取面下の地盤の状態を確認できない

掘り出し物と土留め杭の間隙は、掘り出し物によって、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

- 4) 巻取面

- A. 巻取面【写真4】
掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。
- B. 断面【写真4】
掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

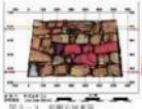


図2-73 A 巻取面状況

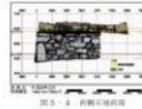


図2-73 B 断面状況

- C. 断面

掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

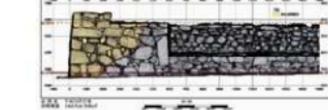


図2-73 C 断面状況

掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。また、掘り出し物の中には、門前土留めと、土留め杭の先端部が確認された。

ポーチング結果

図2-72 ポーチング結果図（平成19年11月実施）

- D. 断面

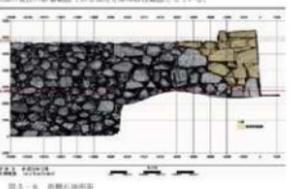


図2-74 断面状況

- E. 断面

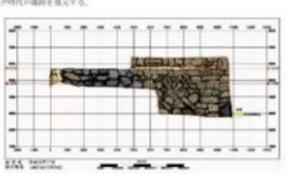


図2-75 断面状況

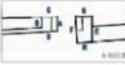


図2-73 復元検討委員会提出資料（2回目）①

① 足元障子障子

写真 D により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障子が障板設置位置には無いことが確認できた。



写真 D 足元障子の位置確認

② 足元障子障

写真 E により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。



写真 E 足元障子の位置確認



写真 F 足元障子の位置確認

③ 障子障子

写真 G により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。



写真 G 障子の位置確認

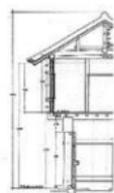


図 1 障子の断面図

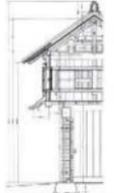


図 2 障子の断面図

写真 H により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。

④ 障子障子

写真 I により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。

写真 J により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。

⑤ 障子障子

写真 K により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。

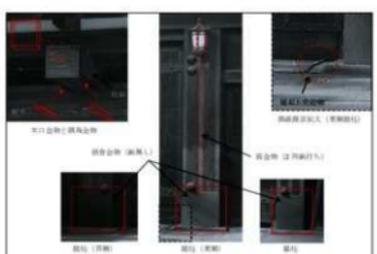


写真 K 障子の位置確認

2 修復現場写真 1 枚

修復現場の写真から判明した事項を整理した。



写真 L 修復現場の様子確認

⑥ 障子障子

写真 M により、障子の有無とその位置が判明した。障子の位置を確認すると、障板と同じ高さ上に存在するが、障板設置位置には無いことが確認された。

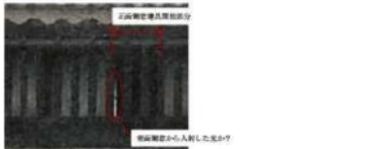


写真 M 障子の位置確認

図 2-76 復元検討委員会提出資料（2 回目）④

石垣の構造安定性と火災による影響について

・直積の現状

高松稲佐陣門は、昭和の年月の変遷により消失している。火災時の状況では崩壊しており、石垣部分の構造や積石の状態について調査している状態にある。調査事業では、石垣を解体して積石を採取し、積石は同量まで戻して石陣門を再現する計画としているが、その際に影響が生じる影響について、以下の項目について調査・検討し、評価方針を整理した。

1. 稲佐門地下地盤の状況と復元建物による火災の影響
2. 石垣の構造安定性の検討
3. 復元による石垣積石に作用する力
4. 火災による積石の影響

1. 稲佐門地下地盤の状況と復元建物による火災の影響

ボーリング・平面調査等の地盤調査結果から地盤の状況や火災下の態様はない

検討に先立ち、平成6年7月に稲佐門地区周辺ボーリング調査結果、平面調査結果と一致し、調査結果を総合すると、当該陣門の地盤は、

・地盤の支持力 平均地盤層間圧力支持力(標準化)を向上しており、支持力増強として選定していること、
・土質状況、案内土質調査(1号線)の結果、1号線は100kN/m²以上でも粘性土質の層状構造と判断された。

・建物両面にかかる側面荷重を計算し、建築物柱位置と土質と地盤との状況について検討を行ったが、1号線の場合でも地盤力は許容支持力以下に収まっており、仮に地盤層構造を想定しても火災下の状態はよいと判断された。また、調査結果による建6mの影響を確認したが、積石の影響はないと判断された。

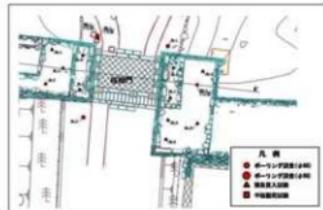
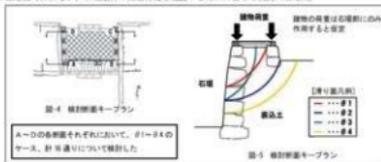


図1 稲佐門の地盤調査結果(平成6年7月実施)

2. 石垣の構造安定性の検討

積石を敷置した状態でも石垣が倒壊する可能性は低い

復元建築物を石垣上に敷置した際の石垣の安定性について検討を行った。石垣の安定性判定は積置土重を参考とし、石垣の安定性判定手法(※6、※8)に基づいた。これは、積置土重(積置物重量)と土重の和、石垣高さ(1/3部分を中心とする高さ)で算出する積置土重としたものである。(※6)積置土重は積置物重量に積置土重を加えることができる。この1号線は、積置物重量と土重(積置土重)を考慮し、実測高さのうち積置土重の影響を受けやすいと考えられる各部(※9)について、積置物重量と積置土重から算出される積置土重(※6)を各面別に算出し、積置物重量の積置土重を考慮して減少安全率F_{min}を算出して判定した。また、※8については、石垣天端面上面に積置物重量(※6)が作用する可能性が低いので計算値ではあるが、石垣全体の構造特性を総合的に考えて検討に加えた。



多くのケースではF_{min}>1.2となり、建築物を敷置した場合であっても石垣は積置物に安定することが確認された。また、1号線面に沿ってすべり面の2を想定した時(F_{min}=0.84、※8参照)と、C線面において※8を想定した際(F_{min}=0.76、※8参照)も、※8参照)は、※8参照)は、※8参照)は、



- ※1. 1号線面は①、2号線面は積置物重量と土重の合計で計算する。
 ※2. 土質調査結果参照(※8参照)。
 ※3. 1号線面は①、2号線面は積置物重量と土重の合計で計算する。
 ※4. 1号線面は①、2号線面は積置物重量と土重の合計で計算する。
 ※5. 積置物重量、土重、積置土重の合計で計算する。積置土重は積置物重量と土重の合計で計算する。

図3 許容土重の積置物重量計算

【仮定】(※2-※8節)

- ①積置土重 積置物重量、 $W = 300kN/m$
- ②積置土重 $N1 = 141.5kN$
- ③積置土重 $A1 = 6.4m^2$
- ④積置土重 $q1 = 294.6kN/m^2 > 200kN/m^2$ (許容)
- ⑤積置土重 $N2 = 22.9kN$
- ⑥積置土重 $A2 = 6.2m^2$
- ⑦積置土重 $q2 = 95.6kN/m^2 < 200kN/m^2$
- ⑧積置土重 $N3 = 91.2kN$
- ⑨積置土重 $A3 = 1.6m^2$
- ⑩積置土重 $q3 = 65.4kN/m^2 < 200kN/m^2$

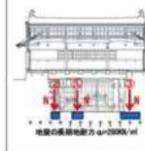


図4 石垣積置物位置

ここで、許容支持力 $q_{容} = 200kN/m^2$ は、積置物支持力 $q_{積} = 80kN/m^2$ (積置物重量最大積置力)を調査できるときに支持力を考慮していることが明らかになっている。積置物重量を1/3で除いたものであり、積置物に十分な安全率を認めていること、また、地盤には十分に積置物重量が生じていないことを、積置物に1/3以上より積置物重量を大きく、積置物と積置物重量に大きな差が生じたことを考慮すると、積置物の支持力は問題はないと見られる。

【調査による積置石垣の検討】(※3-※8節)

復元建築物を設置した際の、最も積置物重量の大きくなる積置土重として、積置物重量と土重の和(積置土重)を計算する。積置土重(積置物重量)は、積置土重(積置物重量)と土重(積置土重)の合計である。積置土重(積置物重量)は、積置土重(積置物重量)と土重(積置土重)の合計である。積置土重(積置物重量)は、積置土重(積置物重量)と土重(積置土重)の合計である。



図5 積置土重の計算

C線面及びD線面において積置物重量の影響は十分大きく、積置物に安定性は高い。

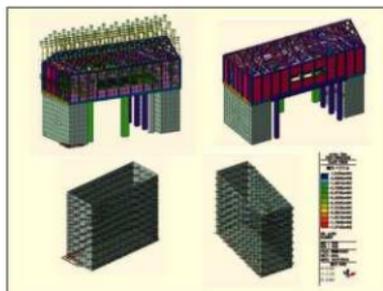


図6 積置土重と土重の合計

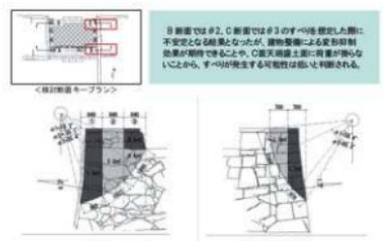


図7 積置土重と土重の合計

図2-77 復元検討委員会提出資料(3回目)①

第6節 高松市文化財保護審議会の審議

議案 号

資料 1

建築基準法の適用除外を受けるための措置として、高松市文化財保護審議会に文化財的価値の有無について諮問を行った。その際に提示した資料を以下に示す。

文化財的価値の有無の諮問について

高松市教育委員会から高松市文化財保護審議会に高松城御門について高松市指定同等以上の文化財的価値の有無について諮問するものです。

諮問文

高文財第 号
平成28年 2月25日

高松市文化財保護審議会 殿

高松市教育委員会

文化財的価値の有無について（諮問）

次の文化財の高松市指定文化財同等以上の文化財的価値の有無について、高松市文化財保護審議会の意見を求めます。

文化財名	所在地	所有者
高松城御門	高松市玉藻町9番	高松市

（提案理由）

上記文化財について、高松市指定文化財同等以上の文化財的価値があったことを認めようとするものであり、高松市文化財保護審議会に諮問するものです。

第2章 史跡高松城跡御門 復元根拠資料

復元計画根拠史料

御門の復元設計に際しては、以下の史料を根拠とした。

1.遺構	1.1 礎石	現存する御門の礎石（礎石の埋立兼基礎部分）	p.13
	1.2 石室	現存する御門跡の礎石部分	p.13
2.遺構写真	1.3 御遺構写真	御遺構写真（上）及び遺構断面	p.13
		大正～昭和前期に撮影された写真写真（及び西側に撮影していた遺構断面写真）	p.14
3.縮図		本館時代、忠平前後、東三郎大造等以後の縮図	p.16
4.歴史文		御門の礎石に関する歴史文の調査結果	p.20
5.遺物		史跡高松城跡に現存する遺物（土器など）	p.21

※ 御門とはほぼ同様に撮影された境内の御門の幅は11.7m×30.0mとする。

1.遺構

御門の遺構跡地を調査した結果、大正13年調査している、遺構調査や発掘調査が可能な遺構の存在していることが、遺構の位置から確認できている。遺構の位置を長方形に加工することが出来る。

1.1 礎石（現存する御門の礎石（礎石の埋立兼基礎部分））

1階（下階）の礎石については発見しており、礎石上面には柱石跡に相当する溝の跡と、埋立兼基礎（礎石）の礎石の跡が確認できる。遺構跡地の内輪を計測することで、各柱の断面形状が判明する。遺構跡地輪郭が中輪型となるのに注目する。跡地柱の柱石は中央部に残っている。

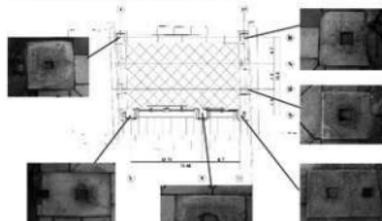


写真1-1 御門跡地平面図と礎石上の多角形礎石

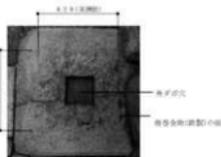


写真2-1 礎石（約12.5mの多角形礎石）と溝の跡

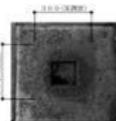


写真2-2 礎石（約12.5mの多角形礎石）と溝の跡

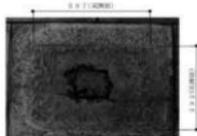


写真2-3 礎石（約12.5mの多角形礎石）と溝の跡

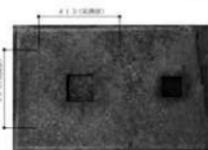


写真2-4 礎石（約12.5mの多角形礎石）と溝の跡

図2-79 高松市文化財保護審議会資料①

1.2 石壁→既存する石壁門跡の構造石壁

断面に確認された石壁門跡と石壁の石組と構造の相違を比較すると(図2-6)多層、石組断面の欠陥が横行しつつも、大きな変形を認めることなく亀裂に当たっては断面が確認できる。石壁門跡も後の修繕記録はないことから、遺構調査から天端下のモルタル充填記録が確認されているものの、天端設置や天端高などの詳細は門跡が存在した当時の状況を確認していると考えられる。

断面の断面寸法寸法から、建物外周(壁脚部)は約計46.3m、幅間で18.5m以内が必要である。

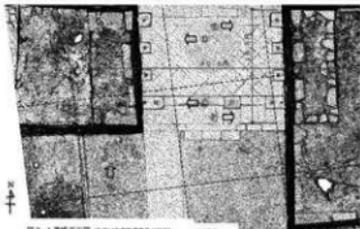


図2-1 遺構断面図(石組断面構造相違比較図)

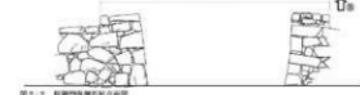


図2-2 石壁門跡断面図(断面A)



図2-3 石壁門跡断面図(断面B)



写真2-6 ① 石壁門跡断面図(断面A)



写真2-7 ② 石壁門跡断面図(断面B)



写真2-8 ③ 石壁門跡断面図(断面C)



写真2-9 ④ 石壁門跡断面図(断面D)



写真2-10 ⑤ 石壁門跡断面図(断面E)



写真2-11 ⑥ 石壁門跡断面図(断面F)

1.3 遺構調査第一階段調査結果に基づく復元構想

ア 東西石組天端下の状況

- ・西側石組天端以上は断面図より門跡の幅寸で寸法が確認できる。石組断面図
- ・東西石組天端以下は断面図より、柱脚の埋込部分が見られる。[図面参照] [図面参照] [図面参照]

イ 門の構造に関する状況

- ・西側石組天端、天端の石組に遺構の少残存部およびノミ打ちによる石組調整の痕跡があり、門の埋込部分(土留)の位置が確認できる。[図面参照]
- ・東西石組天端で遺構の石組の状況を確認した。上記の西側石組の状況から、石組天端に遺構部分の埋込をかけたかと考えられる。また、東側石組天端より、埋込は東側の埋込で、土留の遺した天端で埋込を支持する構造であったことが判明する。



図2-4 西側天端断面図の概略

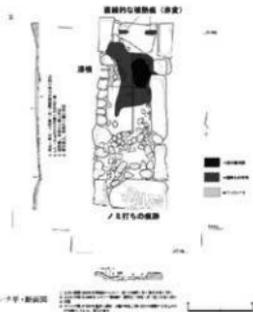


図2-5 東側天端断面図の概略

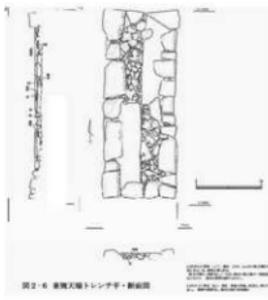


図2-6 東側天端断面図の概略

図2-80 高松市文化財保護審議会資料②

2. 古写真…次正一昭和初期に撮影された古写真7枚（及び西側棟の多脚塔古写真1枚）

2. 1. 権門（7枚の古写真）

権門（写真撮影した古写真7枚）は存在する。古写真1と古写真10は中心部の瓦葺屋根から撮影され、古写真4は側面から瓦葺屋根の傾斜や棟曲線の形状が見られ、古写真5では門扉の形が確認できる。また、古写真1と古写真10はそれぞれ1920年代とみられる。



写真2-12 古写真1撮影：大正10年初期（国史院歴史資料館蔵）



写真2-13 古写真10（昭和10年撮影）撮影：古写真10-古写真10の撮影



写真2-14 古写真5撮影：大正10年初期（国史院歴史資料館蔵）



写真2-15 古写真6（昭和10年撮影、文化庁蔵）

14



写真2-16 古写真7（昭和10年撮影、文化庁蔵）

2. 2. 天守と多脚塔（ケンブリッジ大学図書館蔵）
写真の正確な撮影時期は不明である。写真の名前は「権門」であり、権門の側面に存在した多脚塔の瓦葺屋根の傾斜が中心部の瓦葺屋根と一致している。また、多脚塔の瓦葺屋根の傾斜が中心部の瓦葺屋根と一致していることが判明している。



写真2-17 古写真11（天守と多脚塔）撮影：明治19年（12月）頃



写真2-18 古写真8撮影：大正10年初期（個人蔵）

【古写真の撮影時期について】
古写真の撮影時期を推定するために、右側の図に示す瓦葺屋根を参照した。古写真10では瓦葺屋根が見えられず、瓦葺屋根の瓦葺屋根と一致している。また、瓦葺屋根の瓦葺屋根はほぼ一致しており、瓦葺屋根の瓦葺屋根と一致していることが判明している。

瓦葺屋根	瓦葺屋根	瓦葺屋根

図2-17 瓦葺屋根

図2-81 高松市文化財保護審議会資料③

15

4. 開城調査費等

当時松山城を管理していた松本一柳の縁故中調査により、開城に出入りがあり、内陣は開城、外陣は閉城、両陣別調査であったことなど、明確に記録している事項については整理をした。記録がない場合は事項についてはいずれも、その前後調査資料を参考、総合的に判断した。なお、開城より数百年は高齢であったが、記録はほぼ正確と判断する。

●開城の経緯

元和15年（1629）年夏、松平時に高松城内で松本と旗本を持つ、新開門は中国の人達に在り、元和22年に開城、元和23年中松本陣入り、元和24年に閉城、享保29年から松平出陣迄の間、松平の支配下で開城と閉城の交替を繰り返す。閉城は江戸時代を通じて開城より閉城の方が多くなるといえる。高松城の閉城と開城の交替は明らかでない。

●松門門跡の経緯

閉城に閉門、開け直した元は江戸中頃の土曜行直の地蔵寺にて定説した。

●開城以降における松平家による松門の修繕経緯について

開城以降松平家による松門の修繕経緯は明らかだが、松門門跡に記録がない。ただし、明治20年に行方調査に、両陣別調査が報告されており、その際に記録に無い松平家時代の修繕がある。

●松門の土蔵の築造経緯

松平家の子のゴザツが設計された。松門の両陣別土蔵の築造は明らかでない。松門門跡の土蔵は元和22年に築造され、松平家時代の築造であった。松門門跡の土蔵は元和22年に築造された。松門門跡の土蔵は元和22年に築造された。

●人口の位置

開城に閉門していた。開城の人口は記録がない。三ノ丸東照殿の西側から松本に閉門し、人口は松平家と松平家の間であった。松平家の人口は松平家の間であった。

●松平の仕上り、窓の状況

両陣別正面であるため、北陣の状況はよく覚えていた。南陣の仕上りについては松平家と松平家の間であった。松平家の仕上りは松平家の間であった。

●内陣、外陣、塀、柱、障子の仕様

松平家と松平家の間であった。松平家の仕上りは松平家の間であった。松平家の仕上りは松平家の間であった。

●門部分の材質

木造と土蔵であった。

●松門に関する伝説・口伝

松門門跡については資料がなく不明。元和18年に設定された開城（20参照）を参照している。松平家と松平家の間であった。松平家の仕上りは松平家の間であった。

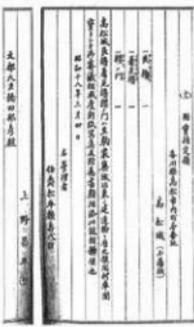


図2-25 松門門跡に設置された「開城」の石碑（松平家蔵）

松門門跡の閉城や開城（開城）と閉城に関する記録は少ない手記であったが、昭和20年7月の閉城により焼失した。閉城調査資料として、これら閉城の調査が実施されたことと閉城の状況が記録されている。下に松平家蔵のその際の閉城の調査資料を示す。



写真2-22 松平家蔵の「開城」の石碑（松平家蔵）

写真2-23 松平家蔵の「閉城」の石碑（松平家蔵）

左の松平家蔵の石碑は上記の調査資料の調査が実施されたことと閉城の状況、開城の状況が記録されている。下に松平家蔵のその際の閉城の調査資料を示す。

5. 松門跡

5.1 松門跡の遺構の調査

松門門跡の遺構について、三ノ丸東照殿、松門、松門門跡の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。

5.2 松門跡の調査

- 1 三ノ丸東照殿 三ノ丸東照殿、松門跡、松門門跡、松平家蔵の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。
- 2 松門跡 松門跡、松門跡、松門跡、松平家蔵の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。
- 3 松平家蔵 松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。
- 4 松平家蔵 松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。
- 5 松平家蔵 松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵、松平家蔵の両方に閉城と開城の跡が認められる。松門門跡の遺構は、松平家時代の遺構と松平家時代の遺構とが認められる。

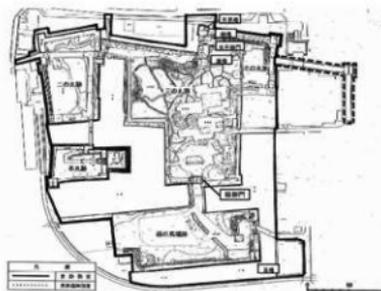


図2-24 松門跡の遺構平面図

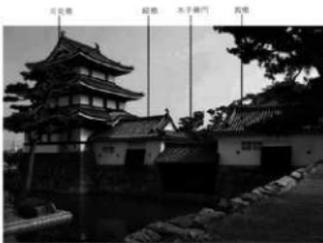


写真2-21 松門跡、松門跡、松門門跡、松平家蔵



写真2-22 松平家蔵の「開城」の石碑

図2-84 高松市文化財保護審議会資料⑥

5. 3 建物建物から参照した内容

4 灯籠台座の検討

写真①・・・丸石、海神の土間に設置する形式のい、中央小柱と基壇部分(中央)
 基礎・・・軒石4.8尺(中継が3.5尺)、基礎4.8尺(以下4+6+6+6尺×4上層)
 基礎・・・軒石4.8尺(中継が3.5尺)、基礎4.8尺(以下4+6+6+6尺×4上層)
 基礎・・・丸石、かつては基礎の部分(土)に設置し、海神に参照がない

建築物の基礎部分には建物内に設置する丸石を利用しており、基礎部分の海神に丸石を利用した基礎などである。従ってこの基礎では、海神の基礎部分の建物内に利用された基礎の海神を利用したと考えられている。現在では海神の丸石が利用されている。海神の基礎部分を利用し、その基礎として海神を利用した場合は海神を利用する。

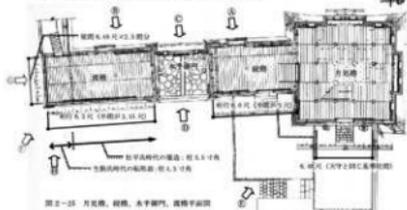


図2-20 丸石、海神、水手門、海神平間

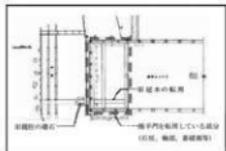


図2-24 水手門基礎部分(海神参照)



図2-21 丸石、海神平間



写真2-19 建物内蔵(丸石)海神平間



写真2-22 建物内蔵(丸石)海神平間



写真2-23 水手門基礎(丸石)海神平間



写真2-25 水手門基礎(丸石)海神平間



写真2-26 海神(丸石)海神平間



写真2-27 海神内蔵(丸石)海神平間



写真2-28 海神内蔵(丸石)海神平間



写真2-29 海神平間(丸石)海神平間

5 障子障子の検討

障子の形式は(図2-20参照)による。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照しており、丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。



写真2-24 水手門外(丸石)内蔵



写真2-22 水手門外(丸石)内蔵



写真2-26 水手門外(丸石)内蔵



写真2-27 丸門外蔵

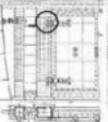


図2-24 水手門基礎部分(海神参照)

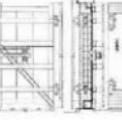


図2-22 水手門基礎部分(海神参照)

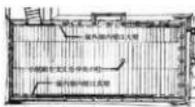


図2-24 水手門基礎部分(海神参照)



図2-22 水手門基礎部分(海神参照)

障子の形式は(図2-20参照)による。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照しており、丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。丸門外に設置する障子の形式は(図2-20)の形式を参照している。



図2-21 丸石、海神平間

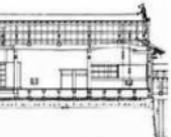


図2-20 丸石、海神平間

6 基礎、土台、小柱、海神など参照した内容

海神の基礎部分には建物内に設置する丸石を利用しており、基礎部分の海神に丸石を利用した基礎などである。従ってこの基礎では、海神の基礎部分の建物内に利用された基礎の海神を利用したと考えられている。現在では海神の丸石が利用されている。海神の基礎部分を利用し、その基礎として海神を利用した場合は海神を利用する。

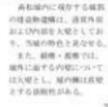


写真2-26 海神内蔵(丸石)海神平間



写真2-27 海神内蔵(丸石)海神平間



写真2-28 海神内蔵(丸石)海神平間



写真2-29 海神平間(丸石)海神平間



写真2-30 海神平間(丸石)海神平間

図2-85 高松市文化財保護審議会資料⑦